

三六〇平方丁

ホ、水田、池沼、其他

水田、二二三九九甲、湧水地四ヶ所、温地七ヶ所

(二) 戸 口 戸數三八一 人口二、七六一

(三) 開始年月日 大正十一年四月一日

22 月 眉

(一) 地勢 施行地は概ね平坦にして南部に大湖桶山を負ひ四圍は殆んど田畑にして天送埤発電所放水路は其南端を西より東に流れ、シルビヤ南湖太山に源を發する濁水溪は施行地を去る北方約十五丁の地點を西北方より東北方に流下し同溪の延長二十里餘にして島内第四位の長流なり、河床砂礫質にして「アノフェレス」の發育に適する如きも激流の關係と意料せられ多く發育せざるもの、如し、施行地の地質は洪積層にして標高海拔二百八十餘尺の高地に位し常に乾燥し附近に沼池等なし。

(二) 戸 口 昭和六年七月末日現在 戸數四六三戸 人口 内地人 二、一九二人 本島人 二、一三六人 計二、三三八人

(三) 開始年月日 大正十二年八月一日

(四) 面 積 約〇・四方里

23 天送埤

(一) 地勢 施行地は概ね平坦にして南部より西南に太湖桶山を負ひ濁水溪は施行地を去る北方約六丁の地點を東北方に流下し、人家は田畑の中に散在し濁水溪流より取入れる灌漑用埤圳は施行地中央を西より東に流れ、施行地南端山脚に発電所あり放水路の南端を東方三星方面に流れ、地質は概ね洪積層にして標高海拔四百尺あり、高燥にして附近溪谷

に湧水あるも「アノフェレス」の發生を見ず、施行地半哩以内に沼池等なし。

(二) 戸 口 (昭和六年七月末日現在) 戸數二一一戸 人口 内地人 八八二人 本島人 八八二人 計九二六人

(三) 開始年月日 大正十三年六月一日

(四) 面 積 約〇・三八方里

24 玉 蘭

(一) 地勢 施行地は東北方より西南方に涉り、棲蘭山系の山岳を負ひ南方は西南より東に流るゝ濁水溪にして同溪畔に位し、區域内は概ね田畑なるも一部濁水溪積なり、山脚は一帶に雜草繁茂し地質洪積層にして乾燥し標高海拔四百五十餘尺の高度を有し、附近溪谷に湧水あるも「アノフェレス」の發生を見ず、半哩以内に沼池等なし。

(二) 戸 口 (昭和六年七月末日現在) 戸數五四戸 人口 内地人 一九五人 本島人 一九四人 計一九九人

(三) 開始年月日 昭和六年四月一日

(四) 面 積 約〇・二方里

25 蘇 澳

(一) 地勢 施行地域は三方山に圍まれ一方海に面し西帽山より流るゝ白米溪及武荖坑より流るゝ蘇澳溪の溪岸に狭少なる田畑を有す、東南に砲臺山あり南北に金面山ありて平野少く、蘇澳溪流域には到る處炭酸水を湧出す。

(二) 戸 口 戸數四八五 人口二、〇六七

(三) 開始年月日 大正六年四月一日

26 白米甕

- (一) 地勢 施行地域は山岳に圍繞せられ東に東澳嶺西に西帽山ありて平野少く、中央に流るゝ白米川に沿ひ僅かの平野ありて南北に細長き狹隘なる地形をなし、流域に三ヶ所の湧水地あるも夏期は湧水極めて稀れなり。
 - 部内面積 四千〇九十八甲
 - (二) 戸 口 戸數二二二 人口一、一〇八
 - (三) 開始年月日 大正十一年四月一日
- 27 南方澳
- (一) 地勢 三方山に圍まれ一方海に面したる中に漁港あり、平地僅かに三甲一厘原野六甲にして裏南方澳山脚に池地一甲歩あり、當地は漁港築設に際し沼澤地を埋立したるものにして處々に湧水の個所あり。
 - 部内面積 六六九甲九厘
 - (二) 戸 口 戸數二九八 人口一、〇九〇
 - (三) 開始年月日 大正五年四月一日
- 28 新城、武荖坑
- (一) 地勢 施行地域は新城及び武荖坑の一部にして九湖山麓に金豊滿埤圳を以て境し背面は山、三面悉く水田に包まる、尙九湖山を隔て武荖坑溪に接し清水豊富にして地質極めて濕潤なり。
 - 部内面積一〇〇甲
 - (二) 戸 口 戸數二四 人口一五九
 - (三) 開始年月日 昭和六年四月一日
- 29 大南澳

- (一) 地勢 東南は海に面し西は澳尾山、北に原頭山ありて東海岸に龜山聳立す、西南部は大南澳平野にして一般に平坦なり、南澳溪は南溪北溪を合して西部平原を東南に流れ海に入る、溪の沿岸は土地肥沃にして田畑に適當の土地なり。
 - 湧水湿地は浪速部落より龜山の山脚一面に湧水し、浪速東部海岸方面の水田は之の湧水を利用す。
 - 部内面積 二、八〇〇甲
 - (二) 戸 口 戸數三一 人口一、四〇九
 - (三) 開始年月日 大正十年五月二十八日
- 30 石碇
- (一) 地勢 舊施行地(石碇派出所所在地一四)部落は河川に沿ひたる狹隘なる土地にて東西八丁南北三丁にして、周圍は山林及び原野を以て圍まれ、河川は部落の中央を丁字形に流下す、半哩以内に湧水湿地水田等なし。
 - 戸 口 戸數一五七 人口六三二
 - (三) 廢止年月日 昭和二年三月三十一日
 - (四) 其他参考 該施行地は大正六年四月より防遏區域に編入施行中なりしが昭和二年三月限り防遏區域廢止せられたるものなり。
- 31 成福
- (一) 地勢 域内は山岳相連る即ち中央山脈の餘波にして東北方に至るに従ひ漸次土地高く、而して數多の山岳起伏すると共に溪流も亦尠ならず。
 - 其の源を竹坑山に發し紫微溪、桶子溪、四份仔溪等の各溪流相集りて成福溪となりて南方へ流れ、横溪に至り大豹

溪(元三角湧溪)と合流す。
如斯山谷竝に溪流多き關係上水田畑地等少なく、其地目別甲数を示せば左の如し。

地目別	甲		備考
	数		
水田	一一三・五六		
畑地	四五〇・六四	茶園	
宅地	一一・三八		
山地	二七七・四七		
墓地	二・九〇		
其他	二九・四九		

(二) 戸口

- (イ) 開始當時戸数人口 三五四戸 一、六六六人
- (ロ) 廢止當時戸数人口 三六五戸 二、〇四八人
- (ハ) 現在戸数人口 三七二戸 二、〇八二人
- (三) 開始年月日 大正五年一月二十一日
本所は防疫官羽鳥重郎、桃園廳衛生係長警部西郷幸吉、三角湧支廳長警部達脇良太郎、三角湧支廳勤務公醫桑原太四郎來所(成福派出所)當時部民張羊外二十四名の採血を爲したるを最初とし、引續き防遏に従事し來れり。
- (四) 廢止年月日 昭和四年三月十九日防遏施行地の廢止。
- (五) 施行區域 成福派出所管内一圓 (三峽庄 成福字成福 成福字小崎坑)

(二) 新竹州

1 新竹郡關西庄馬武督

- (一) 地勢 地域面積は約三千甲步にして東西二里南北二里、標高は八百尺より二千尺に互りて地形緩傾斜多く四方山岳に包まる、山岳は東は鳥嘴山南に六畜山西に擋把山北に荒武山、三十八份山の低山性山岳より成り、其の裾脈として隆起する丘陵多く、地域内は全部山脚地帯なり。
河川は地域内の中央東より西へ馬武溪の本流あり、而して而完窩溪、樹窩溪、竹頭溪の四支流を有し、何れも泉源は前記山岳中腹に於ける雜林の持濕により滲漏湧出す、河川沿岸も亦山脚地の爲め崖層形に富み之等も亦總て平常寬透水を湧出す。
濕地としては河川の流域内所々に小濕地あり、其の他は水田に開墾せらる。
水田は約百三十甲步にして畑千三百甲步あり、池塘は水田灌溉用として面積百坪位のもの二箇所あり。
- (二) 戸口 戸數四五六 人口二、五〇二
- (三) 開始年月日 昭和三年四月一日

2 同郡關西(舊施行地)

- (一) 地勢 施行區域内の總面積は七百九十五甲、東西二十八町南北一里四町の不正三角形を爲し、西北は丘陵に南は山脈に包まれ總體的に地域は東端の牛欄河溪及南端の鳳山溪に向つて緩傾斜を爲す、丘陵は關西の北端より隆起し牛欄河及棋子溝の西北一帯に互つて大丘陵を爲す、東部に延びたるものは牛欄河に依て中斷され關西庄三屯と牛欄河との分水界となり南北に走る、丘陵の大部分は茶園にして其の面積六甲餘に達す、平地は概ね牛欄河溪及鳳山溪流域に限られ全

面積の約五分一に満たず。河川の半哩以内は丘陵及び平地にして住民の多くは此の地域に住す、而して此の地域は水田多く且つ降雨不尠と雖も地質砂礫層にして傾斜比較的急なるを以て排水速かなり、又濕氣少く湧水も極めて少し、水田の面積百十四甲池沼二甲、畑四百九十五甲あれども畑は殆んど茶園なり。

(二) 戸 口 戸數七三七 人口三、八〇四

(三) 開廢年月日 大正十一年四月一日開始し、昭和三年三月三十一日廢止す。

3 大溪郡蕃地角板山

(一) 地勢 面積約千二百甲步にして角板山所在地及びハブン社を施行區域とす、標高千四百四十尺にして大部分は急斜の山岳地の臺地に在り、水田十七甲步を平地に有し、畑六十四甲步を丘陵に擁す、其の他原野より成る濕地は角板山所在地民家より二丁を距る約二十坪の地を爲し、常に乾燥せしむる様努力し居れり。

淡水溪の主流は當所より南西十八町を距る深谷を流れ、チナバツ溪は防遏所より東南四丁の地を、ヒヤサン溪北方五丁の地點にて淡水河に合流す、ハブン溪はハブン社を貫流して淡水河の主流に注ぐ、右三流は何れも其の源は總て湧水なり。

(二) 戸 口 戸數一八八 人口七六八

(三) 開始年月日 昭和三年四月一日

4 同郡蕃地竹頭角

(一) 地勢 部内は全部蕃地に屬し何れも山脚地にして標高千二百尺に位置し南に神寶山を控へ北は淡水河に面し西に「キナジー」「キャピル」の二小溪流何れも淡水河に注ぐ、東は急斜の山岳を隔てケイファイ駐在所と境を爲す、部内を「竹頭角」「シナジー」「カラ」の三社に分ち之を一括して竹頭角社と稱す、何れも防遏所より三方に離れ東北に約三町を隔て

竹頭角社、又西南約六町を隔てシナジー社、西方一段下方淡水河畔に約十二丁を距る處にカラ社あり、竹頭角防遏事務所の周圍に約七甲步カラ社の周圍に約十甲步の水田を擁し、畑地は竹頭角社の周圍に約五甲步あり、竹頭角社の下方三町の地點に約二分の池あり、池の上方に多少の湧水あるも平素は殆んど流水なく、竹頭角社及びカラ社の周圍にある水田の灌漑水は何れも附近を貫流する溪水又は湧水に依れり。

(二) 戸 口 戸數七〇 人口三三二

(三) 開始年月日 昭和三年四月一日

5 同郡阿母坪

(一) 地勢 部内は全部普通行政地域に屬するも蕃地と隣接せる地域にして、大小の山多く起伏し丘陵地多し、東西三十町南北十五町面積約〇・五方里ありて三分の二は山地にして其の他は平坦地なり、東西北部に高く南部に低し、東に枕頭山(標高二千五百尺)を以て角板山と境し、西北部は溪州山脈の餘脈標高一千三百尺が圍繞して一部の茶園の外大部分は樟樹及相思樹林なり、部内は阿母坪及大溪坪、二層坪を防遏區域として管轄す。

部落阿母坪は淡水河より四十尺の高所平坦地に位し、阿母坪を距る西北十五町百五十尺の高所に大溪坪あり、又西北方約七町、二百五十尺の高所に二層坪の臺地ありて三段の階を成し居れり、水流東より流入せる首取川は東北より西南に貫流し灌漑用に供せらる、水田は首取川の流域に多く各部落共水田に圍繞せられ居る状態なり。

部落大溪坪山麓間に三箇の清水池外に田園間に一の濁水池ありて何れも面積一甲步位のものなり、二層坪臺地山間に約二分の濁水池あり何れも水田灌漑用に供す。

(二) 戸 口 戸數八三 人口五七二

(三) 開始年月日 昭和三年四月一日

6 竹東郡横山庄南河

- (一) 地勢 四圍山嶽を以て圍まれたる山脚に位置し、狭小なる傾斜地にして部落に接近して内灣溪東西に流れ、前面横山庄油羅と同溪を以て防遏區域の境界を爲し居れり、河川半哩以内には湧水湿地等なきも上方山林内より流れ出づる溪水は部落の周圍を縦斷して前記内灣溪に注ぎ、同小川を水源とする水田に包まる、區域内の面積約一万里なり。
- (二) 戸 口 戸數二二〇 人口一、二二五
- (三) 開始年月日 大正十年九月一日

7 同郡カラバイ

- (一) 地勢 本施行地は蕃地内に位置し東西約二里半南北約一里半にして面積約四万里、一帶に山嶽起伏し平地なく、山腹等の緩傾斜地に狭小の水田を散在せるのみ。
ラハオ駐在所は東は鳥嘴山南は遠く李嶺山の高峰連つて北西に向ひて斜面を爲し、其の面積東約三里南北約一里ありて平地なく、山腹の緩傾斜地に蕃人の耕作地及び狹隘なる水田散在し居れり。
シラツク駐在所管内は一帶に山岳起伏したる山腹の傾斜地にして平地なく、シラツク溪の左右兩岸に水田を開墾し其の面積四十五甲歩を有し、尙管内の總面積は約三万里にして東西二里二十町南北約三里十町あり。
- (二) 戸 口カラバイ駐在所管内 戸數一四七 人口五四一 ラハオ駐在所管内 戸數六二 人口一八一
シラツク駐在所管内 戸數一四一 人口五八四
- (三) 開始年月日 昭和二年四月一日にして開始當時は「カラバイ」駐在所管内のみなりしが、昭和三年四月一日より「ラハオ」「シラツク」兩駐在所管内を併せ「カラバイ」防遏區域とせり。
而して同地域は廣大なる蕃地を包擁し居るを以て住民も殆んど點々散在するものにして到る所に溪谷あり、湧水池あり濕地水田等あるも近きは四、五間遠きは一、二町位のものなり。

8 同郡北埔庄北埔(舊施行地)

- (一) 地勢 面積約二方に亘る盆地にして附近に山嶽と稱する程の高地なきも、部落の東方約七町の地點に僅に小高き丘陵あるのみ、三面は水田に包まれ約五町を離れたる地點に東北より南西に流る、峨眉溪上流あり、平地は約六百甲歩にして附近に湧水なきも約六十坪の湿地(池沼)あり、之が周圍に水田五百四十五甲五分ある外他は畑地なり、臺雨の際は、大坪大陸方面の山地より流れ出る水勢急にして夏季數回河川の氾濫することあり。
- (二) 戸 口 戸數五七八 人口三、〇三二
- (三) 開始年月日 大正六年四月一日開始し、同九年三月三十一日廢止す。

9 竹南郡頭分庄頭分(舊施行地)

- (一) 地勢 當施行地は東西三町南北四町面積〇・〇〇九三平方里弱、中港溪の西方二町縦貫道路に沿へる頭分庄頭分及同庄田寮の一部に跨る集團部落にして土地平坦四方皆水田なり、區域は總て住家及畑地を含み中に數條の埤圳貫流し居り殆んど停滞なく何れも附近水田の灌漑水となれり。
- (二) 戸 口 戸數四三八 人口二、六七五
- (三) 開始年月日 昭和二年四月一日開始し昭和三年三月三十一日廢止す、同所は開始以來豫期以上の効果を收めたるを以て僅か一箇年にして廢止したり。

10 同郡南庄(舊施行地)

- (一) 地勢 當施行地東は中港溪上流の大東河溪に沿ひ南庄字南庄部落にして面積〇・二方に互り、東二哩にして大東河派出所に接し、溪の兩側に水田散在し若干の傾斜あり、附近は畑及山林地帯の急斜面にして陵線を爲す、西は中港溪に沿

ひ大湖郡界陵線に接し北は同じく中港溪に沿ひ半哩にして田尾派出所に至る、竹南道路を控へ附近は田畑山林地急傾斜線となる、防遏施行地部落は多少起伏傾斜の箇所あるも一帯に土地平坦なり、分室附近に清水湧出す其の他埤圳の流水は何れも水田又は溪川に入る。

(二) 戸 口 戸數三一七 人口一、五九七

(三) 開廢年月日 大正六年九月一日開始、大正十四年三月三十一日廢止。

11 同郡南庄北獅里興字獅頭驛

(一) 地勢 當施行地は南庄を距る一里十二町の地點にして其の面積一万里半なり、附近一帯は大小の山岳起伏し平坦の地なし、南一町東河溪に沿ひ附近に田畑點在し北方は山林地帯の傾斜線となる、上方に圳路貫通し南に溪を控へ雜草木繁茂し濕潤の地なり。

(二) 戸 口 戸數一五六 人口七〇七

(三) 開始年月日 昭和三年四月一日

12 苗栗郡三叉庄三叉(舊施行地)

(一) 地勢 施行區域は三叉庄三叉及双草湖の一部にして、苗栗より臺中に通ずる縱貫道路に沿ひたる丘陵の一凹地なり、附近一帯に田園散在する外他は山林或は茶園にして南北約十町東西約十五町面積約一万里を有する集團部落なり。

(二) 戸 口 三叉三五二戸 二、〇五〇人 双草湖一四五戸 九二七人

(三) 開廢年月日 大正八年六月一日開始し、大正十一年三月三十一日廢止す。

13 同郡通霄庄通霄

(一) 地勢 管内は海岸に位置し東西に長く北東南の境界に僅に丘陵を爲すのみにして一般に土地平坦なり、同所は集團部

落にして面積〇・八一万里なり

通霄溪は南勢の東北端を流るる南勢溪と、蕃社北勢間を流るる北勢溪とが通霄集團部落の南端に於て合流して通霄港に入る、尙ほ部落東方に接近して約一厘位の池ある外他に池沼なく一般に乾燥す。

(二) 戸 口 戸數六〇七 人口三、七七二

(三) 開廢年月日 大正十四年五月一日開始し、大正十五年三月三十一日廢止す。

14 大湖郡大湖庄大湖

(一) 地勢 大湖は四圍山岳起伏し丘陵山脚多く平地極めて少し、僅に汶水溪の沿岸に小平地を有するのみなり、土地は一般に高燥にして濕地湧水地等少く、山間地には汶水溪、大湖溪の支流が大小の溪を爲し又諸所に灌漑用塘あり、平地に乏しき爲め水田亦極めて少く、畑地は水田に倍するも主として丘陵或は山の中腹を開墾したるもの多し。

(二) 戸 口 戸數一、〇二六 人口五、五三〇

(三) 開始年月日 大正六年九月一日

(四) 參考事項 區域内面積 二、七二七甲の内水田二九四甲畑地五五四甲原野一八八甲建物敷地五九甲其の他雜種地區域内は山間なるが爲氣候よく緩和せらる尙廣汎なる蕃地と接し蕃地關係者の出入極めて多く防遏上困難の點多し。

15 同郡同庄南湖

(一) 地勢 區域一帯に山岳起伏し平地と稱するもの殆どなく小地名淋漓坪、壠低寮、大邦、小邦、南湖坑等の小溪流に沿ひ田園散在す、大河川と稱するものなく單に小溪流山間にあり何れも田園に灌漑するに過ぎず、右小溪流の下流は共に大湖溪に合す、山岳多き爲斷崖各所に露出し傾斜地多く農耕に適せざる荒廢地多し、區域内は山間に介在するが故に氣候の變化少く一帯に乾燥地にして濕氣なく又湧水等なし、尙灌漑用塘三箇所ありて面積三万里強なり。

- (二) 戸 戸數五八八 人口三、五〇七
- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

16 同郡獅潭庄紙湖

(一) 地勢 區域内一帯は標高二、四〇〇尺を始め二、八〇〇尺位の大山岳起伏し其の間小岳點々たり、丘陵及山脚は之に附随し平野なく溪谷に沿ひ約三十甲餘の水田散在するに過ぎず、面積一方里なり、河川獅潭溪は和興郡内より發し獅潭の中間を貫流し苗栗郡頭屋に入る、紙湖溪は部内崩山下より發し派出所より下方八町の地點にて獅潭溪に合す、湧水及湿地は山間に位せるを以て其の數多し。

- (二) 戸 戸數一三一 人口七三六
- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

17 同郡同庄新店

(一) 地勢 區域内は東南方一帯、西北方一帯に山嶽重疊し大窩山、小東勢山、大東勢山等は其の主なるものにして大窩山は海拔三千五十八尺あり、大東勢山、小東勢山之に次ぐ、之等の山岳の中腹部には大山の丘陵あり、多くは茶、甘藷を栽培しあり、又山脚は平地に接続する所に人家散在し或は溪川あり、一般の地勢は山岳多く平地狭少にして山脚及獅潭溪の沿岸に田畑僅かに百十數甲歩に過ぎず、河川は獅潭溪、大窩溪、小東勢溪、大東勢溪等にして合して獅潭溪となる、獅潭溪は源を和興の山中より發し曲流して紙湖溪に合流す、區域内には湧水地と稱するものなきも夏季は比較的雨量多きため濕潤甚しくマラリア防遏上の影響不尠なる状態なり、尙面積は東西一里十町南北二里二十町にして約一・八方里あり。

- (二) 戸 戸數二八六 人口一、六〇九

- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

18 同郡同庄和興

(一) 地勢 區域内一帯は大小の山岳起伏し何れも三千尺以上の高峯を始め相當高山を有し、平野は唯南北を通ずる道路を中心として東西兩側の山麓及中興、和興兩溪の沿岸地帯に散在する田圃と相連り面積は一平方里にして、其の間を流るゝ河川に中興溪あり、其の源を蕃地十九份より發し和興溪に合流し北に流れて新店溪に合す。

- (二) 戸 戸數一一六 人口六九六
- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

19 同郡同庄桂竹林

(一) 地勢 區域内は一帯に山嶽起伏し平野少く南北即ち獅潭庄より大湖庄に通ずる沿道に僅に田圃の散在するに過ぎず、河川としては八角林方面より發する一流ありて汝水溪に合流し、其の間山際に數條の無名溪あるも平素流水なし、山岳としては下拐山、九份嶺、揚梅排等の高峯東にあり西は八角嶼山、暗影山、半路寮山何れも二千余尺あり、その他小山岳所々に起伏す、湧水は河川の邊に有りて人家附近になし、人家は水田附近なるが爲相當濕地であり、部内は山間なるが故に氣候中和にして變化少きため諸病の流行なし、東西二里五町南北二里十四町にして面積二方里あり。

- (二) 戸 戸數四一三 人口二、六七八
- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

(三) 臺 中 州

1 千城町

(一) 地勢 當防遏施行地は臺中市干城町(舊名石頭灘)を施行地域とす。

臺中市の東北端臺中第三大隊兵營の東方に位置する小部落にして、東北方一帯は水田にして南方は鐵道線路を界とし旱溪(防遏施行地)に接す、住家は地域の西南端臺中市街に接續せる密集部落にして過半は小商人なるも概して不振なり、耕地面積約百五十甲歩灌漑に富み稻甘蔗作に適す。

埤圳路一帯に貫通し蚊族の發生に適ひ「マラリア」の流行猖獗を極めたるを以て大正十四年四月防遏を開始(當時施行地名石頭灘)せるが、當時戸數百八十五戸人口九百二十二人原蟲保有者一・九八%なり、大正十五年四月土地名稱變更に依り干城町と改め引續施行中のものなり、現在に於ては〇・七八%に保有者減少し成績極めて良好なり。

(二) 戸 口 不 詳

(三) 開始年月日 大正十四年四月

2 公館

(一) 地勢 當防遏施行地は臺中市公館とす、臺中市街の西南に位置し現在は土地名稱變更に依り其の大部は旭町末廣町に編入せられ、北方より西南に趨る部落にして總面積約百五十甲歩あり、中央に柳川を挟み西南北三方面は殆んど水田にして、河川及び水路に依り臺中市後龍子土庫半平厝下橋子頭に隣接す。

部落中央部に人家稍々集團するも一般に散在部落なり。

河川埤圳水田には蚊族の發生相當多く、大正十三年四月防遏を開始せるも病原體保有者僅少にて成績極めて良好なりしを以て翌大正十四年三月廢止したり。

(二) 戸 口 不 明

(三) 開始年月日 大正十三年四月 廢止年月日 大正十四年三月

3 後龍子

(一) 地勢 當防遏施行地は臺中市の北西市街に接續する部落にして、土地概ね平坦にして耕地の大部は水田なり、地味肥沃にして灌漑に富み、稻甘蔗作に適す。

西は大屯郡西屯庄北は北屯庄南は臺中市公館に隣接す、部落の中央に西屯庄に通ずる産業道路ありて沿道に稍々密集せる部落のるも他は點在す、地域内の面積約二百五十甲歩あり、住民の大部は農業に従事す。

土地平坦且つ低地なる爲め排水悪しく埤圳及水田には蚊族の發生に適し「マラリア」の流行猖獗を極めたりしを以て大正十一年十一月防遏を開始したるが成績極めて良好にて防遏の目的を達したるを以て大正十五年三月之を廢止す。

(二) 戸 口 戸數三百四十 人口一千九百三十五

(三) 開始年月日 大正十一年十一月 廢止年月日 大正十五年三月

4 旱溪

(一) 地勢 旱溪防遏施行地は臺中市旱溪を施行區域とし、臺中市の東端に位置し東南は大里溪を隔て大屯郡大里庄に接し西は臺中市頂橋子頭北は高砂町及び干城町に接す。

土地平坦にして灌漑に富み水田多く稲作に適し、人家點在す、大里溪は溪流稍々緩にして常時水量少きも雨期及豪雨の際は忽ち増水し氾濫を見ることが屢々なり、然して流域に湧水するが如きこと無きも平坦地なる爲め排水に適せず濕潤せり、又住家の周圍は竹藪を以て圍繞するもの多き關係より蚊族の發生棲息を容易ならしめ「マラリア」の流行猖獗を極めたるを以て大正十一年十一月防遏事務所を設け防遏を開始した、當時人口三、六〇五人にして原蟲保有者五・二二%を示したるも現在に於ては〇・九%に減下し、成績極めて良好なり。

(二) 戸 口 不 明

(三) 開始年月日 大正十一年十一月

5 烏日

(一) 地勢 烏日防遏施行地は大屯郡烏日庄烏日の一部にして、烏日庄の東北部に位置し東は溪を隔て九張犁西は筏子溪を以て學田勝厝に南は烏日溪を界し阿密哩に接し北は南屯庄下楓樹脚、下牛埔子と界し西に筏子溪南北は烏日溪に包まれたる平地にして面積約〇・〇六三万里を有し、埤圳路部の中央を貫流し灌溉に便にして耕地は殆ど水田なり。

地域内は河川及埤圳多く一面の水田なるを以て蚊族の發生容易にして「マラリア」の流行猖獗を極めたるを以て、大正十二年十月一日防遏所を設け防遏を開始したるが、當時は戸數三八三戸人口一、四三七人にして原蟲保有者七・二二%を示したるが、以來成績極めて良好にして殆ど全滅の域に達したるを以て昭和二年三月二十七日を以て廢止せり。

(二) 戸 口 戸數三八三 人口一、四三七

(三) 開始年月日 大正十二年十月一日 廢止年月日 昭和二年三月二十七日。

6 社口

(一) 地勢 社口防遏施行地は彰化街を去る東南四里八卦山脚に位置し彰化郡芬園庄の一部を施行地域とす。

地域内は概ね平坦地なるも南は丘陵にして山林地帯を爲せり、平坦地は貓羅溪より圳路に依り灌溉に便じ地味肥沃にして米甘蔗等農作物に適す。

貓羅溪は其源を新高郡南投郡の兩郡に發し平時河幅四五十米にて洪水期には容易に徒涉し得らるゝも、夏期は降雨多く増水の爲め徒涉困難にて竹筏を以て連絡を保ち、溪水氾濫する時は溪岸缺崩を見ることが屢々なり。

東部溪域には水田多く、西部傾斜地は全部畑地なり。

八卦山脈は蜿蜒として社口の西部を走り南投郡管内に連る、山の高さ約百米にして傾斜緩慢相思樹繁茂し、部落は南

北道路に副ひ稍々密集部落を形成す。

大正十三年四月防遏事務所を設け防遏を開始す、當時原蟲保有者四・九五%を示したるも現在に於ては〇・二九%にして成績極めて良好なり。

(二) 戸 口 戸數三四七 人口一、四七〇

(三) 開始年月日 大正十三年四月

7 員林

(一) 地勢 員林防遏施行地は員林郡員林街員林を施行地域とす、面積〇・〇六万里にして八卦山脚より西方約三十町の地點に位し、一帯は平地にして部落は密集し市街地を形成す。

部落附近に河川なきも西方約十町に八堡圳本流あり同支流は街の東方を北より南に部落を貫流す、周圍は一帯の水田にして土地一般に低く凹地濕地多く又排水悪しく濕潤なりし爲衛生状態悪し、殊に「マラリア」病の流行猖獗を極めたりしを以て明治四十三年員林に防遏事務所を設け防遏を開始したるが當時の記録なく其の成績詳ならず、大正五年末施行地域内の戸數八九〇人口三、八五〇にして原蟲保有者四・五四%を示したるも以來地物整理排水溝上下水道の設備完成し病原體保有者も殆ど滅滅し、防遏の目的を達したるを以て大正十二年三月末日廢止したり。

(二) 戸 口 戸數八九〇 人口三、八五〇

(三) 開始年月日 明治四十三年 廢止年月日 大正十二年三月末日。

8 二水

(一) 地勢 當防遏施行地は員林郡二水庄二水(四保の内八卦山脚に接する一保を除く)にして面積約〇・〇八万里なり、土地概ね平坦なるも東方に稍々高く西方に低し、西南約半哩に濁水溪あり。

八堡圳第一圳は地域東方の境界を爲し東方に流れ第二圳は部落の中央を貫流し南方の境界を爲して東南に流出す、部内は灌漑に便にして水田多く稻、甘蔗作に適す。

圳水及び水田は蚊族の發生に適し病毒濃厚なりしを以て大正七年七月防遏事務所を設け防遏を開始す、當時戸數三五〇戸人口一、九一八人原蟲保有者二・五六%を示したるも、爾來成績良好にして豫期の目的を達したるを以て大正十三年三月末之を廢止したり。

(二) 戸 口 戸數三五〇 人口一、九一八

(三) 開始年月日 大正七年七月 廢止年月日 大正十三年三月末日。

9 田中

(一) 地勢 當防遏施行地は員林郡田中庄田中字田中の一部にして。地域内の面積約〇・〇七方里なり。

八卦山脚の西方約二十町の地點に位置し土地概ね平坦なるも東方稍高く西方に低し、西北方境界に沿ひて八堡圳あり、灌漑に便にして水田多く稻作に適し、畑には甘蔗柑橘の栽培に適す。

地域内は池、水溜等多く又排水悪しき爲土地濕潤にして「マラリア」病の流行猖獗を極めたりしを以て、大正七年七月防遏事務所を設け防遏方法を開始せり。

當時人口二、〇九五病原體保有者二・五六%を示したるも、以來水溜池の埋立排水溝の敷設、其他地物整理完成したるを以て原蟲保有者著しく減滅し防遏の目的を達成したるを以て大正十三年三月末日を以て之を廢止したり。

(二) 戸 口 戸數不詳 人口二、〇九五

(三) 開始年月日 大正七年七月 廢止年月日 大正十三年三月末日

10 草屯

(一) 地勢 草屯防遏施行地は南投郡の西北に位する草屯庄の一部にして、烏溪の流域に沿ひたる平野なれども東南は土地高く傾斜を爲し、俗に山脚と稱し居れり。

當地の周圍は水田に圍まれ殊に土城方面より來れる北投新圳は當地の入口に於て三條に分れ、一は山脚を流れて營盤口に至り、一は施行地の中央を貫流して北投新街に流れ、一は施行地の北方を廻りて新庄方面に入る、雨して山脚を流るゝ圳路は高所にありて圳底不完全なる爲、圳水水田に滲透するを以て其の附近に「アノフェレス」蚊族發生し、從て原蟲保有者も此の附近に多し、當地は大正八年六月防遏を開始し當時戸數五〇九戸人口二、五五八人なりしが、現在に於ては戸數六九一戸人口三、七七九人に増加せり。

(二) 戸 口 戸數六九一 人口三、七七九

(三) 開始年月日 大正八年六月

11 郷觀察

(一) 地勢 當施行地域は南投郡の東南端に位し東は集々大山を経て新高郡に界し、西は南投街に接し南は名間庄新街に連り北は中寮庄龍眼林土名小龜坑に相對す、地域内の大部分は丘陵重疊起伏し平地は至つて僅少なり。

大肚溪の支流たる平林溪は施行地内を屈曲しつゝ西流し、一方中寮庄中寮に沿ひて流貫する十八股寮溪及其他の無名の小溪數條は施行地の下流二重溪の上流に於て合流し南投街包尾に流る、本溪流は施行地域に於ける灌漑の主要流域なり、然れども耕地平原渺なく水田面積約四百餘甲歩畑地面積約六百餘甲歩に過ぎず、其他は何れも山野にして近年芭蕉を栽培するもの激増し一部の山林を除く外從來の山野は悉く芭蕉山園に變化するに至れり、各密集部落中八杞仙後寮には湧水湿地なきも中寮には約百五十坪の養魚池、郷觀察には約五十坪位の貯水池あり、又部落には下水溝あるも圳路に利用するが爲蚊族發生し防遏上大の影響ありと認めらる。

當地は「マラリア」病の流行猖獗を極め爲に産業上の發展を害する所不尠を以て昭和四年七月防遏を開始せり、當時人口一、六六二人にして原蟲保有者七・一二%を示したるも現在は三・七二%に減少し、成績良好に向ひつゝあり。

- (二) 戸 口 戸數、 人口一、六六二
- (三) 開始年月日 昭和四年七月

12 龍眼林

(一) 地勢 龍眼林防遏施行地は南投郡中寮庄の一部にして南投街を距ること東方約七哩の地點に在り、周圍は山岳及丘陵を以て圍まれ其の間俗稱龍眼林溪東方より西方に貫流し、其の兩岸に沿ひて散在せる部落なり。

山地よりは主として芭蕉を産し溪に沿ひたる部落周圍の水田よりは米を産し、雨期には溪水氾濫し、部落間の交通絶することあり、而して蚊族は多く溪水の沿岸及水田中に發し、從て「マラリア」病多くの産業に至りても振はざりしを以て大正十五年六月一日防遏事務所を龍眼林に設け防遏を開始せり、當時人口一、三二二人にして原蟲保有者七・六五%を有したりしが、現在に於ては一・八五%に減少せり。

- (二) 人 口 人口一、三二二
- (三) 開始年月日 大正十五年六月一日

13 雙冬

(一) 地勢 當地は南投郡の東端に位し草屯庄の一部なり、北に火炎山の連峯を望み南は雙冬山の連峯を以て相對す、其の間を東北より西南に烏溪貫流し、當施行地は此の溪に沿ひたる一小部落にして、部落の周圍は水田なり、雙冬山より流出する小溪は主として水田の用水となり「アノフェレス」蚊族は多く此の水田附近に發生し、從て「マラリア」患者も尠からざりしが昭和三年七月當地は草屯防遏所の區域に編入せられ、其の當時戸數五二戸人口三〇三人にして原蟲保有者

一〇・三四%なりしが現在に於ては戸數五五戸人口三二八人に増加し又原蟲保有者は五・四九に減少したり。

- (二) 戸 口 戸數五二 人口三二八
- (三) 開始年月日 昭和三年七月

14 土城

(一) 地勢 土城防遏施行地は南投郡の東北に位し草屯庄の一部なり、南は海拔一千八百尺の坪頂山岳連峰し北は烏溪を隔て、海拔二千尺の火炎山を仰ぎ西北一帯は草屯庄の平野に連る、烏溪は能高郡龜子頭を経て當地北方を流れ草屯を経て大屯郡に入る、當地は一般平坦にして水田に圍まれ又北投新圳其他埤圳は當地を流るゝを以て之等附近に「アノフェレス」蚊族の發生多く從て「マラリア」患者不尠、當地は昭和三年七月草屯防遏所の區域に編入せられ同月より防遏を開始し其の當時戸數九九戸、人口六六〇人なりしが現在に於ては戸數一〇八戸人口八三七人に増加したり。

- (二) 戸 口 戸數一〇八 人口八三七
- (三) 開始年月日 昭和三年七月

15 集々

(一) 地勢 當防遏施行地は新高郡集々庄集々鶏籠山林尾、柴橋頭、洞角、北勢坑の一部を施行地域とす。當地は新高郡役所の所在地にして臺中を去る東南約十二里、濁水溪の右岸に位置し東北の三面は集々大山一帯の山脈を以て圍繞し南は濁水溪に面し稍々傾斜せるも概ね平坦なり、地味肥沃なると共に溪流を取り入れたる大小の埤圳完通し灌漑に便なる爲め耕地の大部は水田にして稲作に適し山脚畑地には芭蕉の栽培盛なり。集々溪は清水溪にして其の源を集々大山に發し幾多の小溪を合して部落の中央を流れ濁水溪に入る、溪流急にして雨期には忽ち増水氾濫すれども、當時は水量少く灌漑に適す。

集々溪埤圳及び水田は蚊族の發生に適し「マラリア」の流行猖獗を極めたりしを以て、大正七年四月集々に防遏事務所を設け防遏を開始せり、當時人口一千六百四十二人にして原蟲保有者四・三八%を有したりしが、現在に於ては人口四千三百八十二人に増加し原蟲保有者一・二二%に減少し其の成績極めて良好なり。

- (二) 戸 口 戸數 不明 人口四、三八二
- (三) 開始年月日 大正七年四月

16 水裡坑第一區

當防遏施行地は新高郡集々庄社子の一部(自七番地至一二五番地)を區域とし新高郡役所を去る東方約四哩半、集々大山分脈の山脚に位置し東北方は幾々たる山岳を繞らし西方は濁水溪に面する傾斜地にして南は拔馬溪を隔て水裡坑第二區と境す、魚池庄蓮華地山谷より流出する水裡坑溪は途中幾多の小溪を併せ部落の中央を貫流し濁水溪に入る。拔馬溪水裡坑溪は共に清水溪にして溪流稍々緩慢なり。

濁水溪は溪の幅員二十町に及び常時水量少く數岐に分流せるも、一朝豪雨に際會せば忽ち増水氾濫するを常とす。部落は山脚に點在するも水裡坑停車場南方に密集せる小部落あり。

各溪域の土壤は砂礫にて荒蕪地多く、雜草鬱蒼として繁茂し各所に湧水地あり。耕地面積狭きも灌溉に富み水田多く稲作に適し山脚畑地には芭蕉の栽培盛なり、地域内は河川及湧水地多く濕潤なる爲め蚊族の發生容易にして又雜草繁茂し蚊族の棲息に適するを以て「マラリア」病の流行猖獗を極めたるを以て大正十三年四月防遏を施行し今日に及べるものなり、施行當時は戸數一八三戸人口六〇七人にして原蟲保有者一四・二六%を有したりしが現在に於ては四・七四%に減少し成績良好に向ひつゝあり。尙當地は集々線水裡坑驛より新高郡一帶の蕃地の出入及び新高登山道路の咽喉部にして尙日月潭自動車道路の起點な

るを以て日月潭電力工事開始と共に大いに發展の見込みなり。

- (二) 戸 口 戸數一八三 人口六七二
- (三) 開始年月日 大正十三年四月

17 水裡坑第二區

(一) 地勢 當防遏施行地は新高郡集々庄社子の一部(自四番地至三五六番地)にして、拔馬溪を境とし水裡坑第一區の東南に隣接す。

西方は濁水溪に面し東北一帯は山岳にして稍々西方に傾斜せる小部落にして、頂巽山谷より流出する圳仔頭溪は部落の中央を流れ灌溉に便す。

山岳一帯は樹木鬱蒼として繁茂す、濁水溪岸には荒蕪地多く所々に湧水地あり、蚊族の發生棲息に好適なり。耕地は水田多く稲作に適し、山脚の畑地には芭蕉を産す。

大正十三年四月防遏を施行し、當時戸數七九人口四六九原蟲保有者四・三九%を有したるも現在に於ては〇・八四%に減少せり。

- (二) 戸 口 戸數七九 人口四六九
- (三) 開始年月日 大正十三年四月

18 水裡坑第三區

(一) 地勢 當防遏施行地は新高郡集々庄社子の一部(土名門牌潭及外車埕)を施行區域とす。

海拔一千七十餘尺の高地にして、一帯に峻烈なる高峰併立し殆ど平坦地なく水裡坑溪、深坑溪、灰石溪の各溪に沿ふ緩斜面に人家點在す。

耕地は山脚を開墾せる畑地にして芭蕉の栽培盛なり。

山岳一帯は鬱蒼たる森林にして、山腹及山脚處々に湧水し蚊族の發生棲息に適す。

地域内土名門牌潭は日月潭電力工事地帯にて該工事着手時多數の職工労働者等入り込みたるを以て、大正十一年四月防遏を施行し門牌潭に事務所を設け外車埕を門牌潭第一區とし、門牌潭を第二區(主として電力工事關係者)とし施行したるが、大正十三年四月水裡坑に防遏事務所を設置するに及び門牌潭防遏所を廢し、門牌潭第一區第二區を合して水裡坑第三區と名稱(施行地名)を變更し、水裡坑防遏所の區域に編入引續き今日に及べるものなり。

門牌潭防遏所の設置當時第一區は戸數八四戸人口三〇二人、第二區は戸數五八戸人口九九八人、計戸數一三二戸人口一、四〇〇人を有したりしが水裡坑第三區と變更の際は電力工事は中止となり、職工労働者等退去後なりしを以て戸數一〇八戸人口僅かに三七五人を存するのみなりき。

然して原蟲保有者は大正十三年四月に一一・九一%を示したるも現在に於ては二・三三%に減少したり。

尙當地は日月潭工事再興に依り再び職工労働者等多數入り込み防遏に相當困難を生ずるものと豫想せらる。

(二) 戸 口 戸數最大一三三戸 最小一〇八戸 人口最大一、四〇〇人 最少三七五人

(三) 開始年月日 大正十一年四月

19 茅埔

(一) 地勢 茅埔防遏施行地は新高郡魚池庄茅埔を施行區域とす。

海拔一千七百二十餘尺の山地にして鹿寮坑溪を境とし、新年庄の東方に隣し鬱蒼たる山岳を以て圍繞せられたる山脚の傾斜地部落なり。隨て水田に乏しく耕地の大部は畑にして芭蕉の栽培に適す。

能高郡挑米坑に源を發せる火焙溪は蓮華池山麓より流出せる狹龍坑溪と部落の北方にて合し、其の合流は更に魚池

を通過する新寮溪と、茅埔南方より來れる水社溪との合流と和尙頭山麓にて合し部落を貫流し、新年庄との境界を下する鹿寮溪と部落の西方にて合し新年庄に入る、各溪共急流にして常時水量少し。

部落内に溪流多く且つ各所に湧水箇所あり濕潤なる爲め蚊族の發生に適す。大正十五年六月防遏施行當時の戸數七八、人口二七九にして原蟲保有者五・六五%を有したりしも現在は二・二九%に減少せり。

(二) 戸 口 戸數七八戸 人口二七九人

(三) 開始年月日 大正十五年六月

20 新年庄

(一) 地勢 新年庄防遏施行地は、新高郡集々庄社子字新年庄及魚池庄拔賭寮を施行地域とす。

東方鹿寮溪を以て茅埔(防遏施行地)に接し西方は灰石溪を隔て水裡坑第三區に隣す。

地域内は一帯の山嶽にして水裡坑溪鹿寮溪灰石溪紅狗岸溪に沿へる山脚緩傾斜面に耕地を有するのみにて殆ど平坦地なし、耕地の大部は畑にして甘藷芭蕉其の他蔬菜類の栽培に適す。

山岳及溪岸には樹木雜草鬱蒼として繁茂し、山腹より各所に湧水するあり濕潤にして蚊族の發生棲息に容易なり。大正十五年六月防遏を開始せしが、當時戸數七五人口三〇二人原蟲保有者五・七〇%を有したりしが現在一・七二%に減少したり。

(二) 戸 口 戸數七五 人口三〇二

(三) 開始年月日 大正十五年六月

21 拔社埔

(一) 地勢 拔社埔防遏施行地は新高郡集々庄拔社埔の一部を施行地域とす。

新高郡役所を距る東方約五里半海拔一千百餘尺に位置し、東西北の三面は山岳を以て圍繞し濁水溪に面する平坦地にして、其の平原面積二三〇甲歩畑六〇甲歩にして他は原野なり土壤肥沃にして稻芭蕉作に適す、アツサツ溪は源を管藤山に發し部落を貫流し濁水溪に入る、稍々急流なるも部落の灌漑に便にす、山地及原野には樹木雜草繁茂し山腹に湧水地あり。大正十五年六月防遏を開始す、當時戸數七一人口二二八原蟲保有者七・一〇%を示したるも現在四・二%に減少し成績良好に向ひつゝあり。

- (二) 戸 口 戸數七一 人口二二八
- (三) 開始年月日 大正十五年六月

22 北山坑

(一) 地勢 北山坑防遏施行地は、能高郡國姓庄の一部にして山間に散在する部落なり。土地一般に傾斜急激にして平坦地極めて尠く唯南港溪霧社方面より流れ來り其の沿岸及之に合流する種瓜溪の沿岸に水田を見るのみ、水田には米、山地よりは主として芭蕉を産し部落も溪に沿ひたる平坦地に多く散在し、南投郡より能高郡埔里に通ずる裏南投道路の中間に在りて施行地域内には北山坑發電所等ありて能高郡開發の要路に當り居るも、「マラリア」病多きを以て大正十二年龜子頭に防遏事務所を設け、此の區域に編入したるも充分なる成績を見る能はざるを以て翌十三年北山坑に事務所を設けたり。當時施行地内人口八九一なりしが現在に於ては九三八に増加せり。尙開始當時原蟲保有者五・四一%なりしが現在に於ては二・三一%に減少し成績大いに見るべきものあり。

- (二) 戸 口 戸數不詳 人口八九一
- (三) 開始年月日 大正十三年

23 龜子頭

(一) 地勢 龜子頭防遏施行地は能高郡の西方に位し烏溪の上流にして東南は草梳胡山西は火炎山北は候洞山に圍まる、烏溪は其の上流霧社方面より埔里を経て流れ來る南港溪と、眉原方面より來れる北港溪と當地の相子林に於て合流し烏溪となりて南投郡下に入る。

當施行地は此の烏溪に沿ひたる龜子頭及北港溪に沿ひたる國姓の二部落にして、其の周圍は何れも水田に圍まれ蚊族の多くは周圍の山岳より流出する小溪及之等水田に發生し防遏上に與ふる障害甚大なり、當地は南投郡草屯より能高郡埔里に通ずる要路に當り能高郡山地開發上主要地點なるも「マラリア」病猖獗を極め之に斃るゝ者多きを以て大正十二年九月當地に防遏事務所を設け、北山坑龜子頭相子林國姓大石股の防遏を開始したるが其の範圍擴大に過ぎ防遏上不便不尠を以て、翌十二年更に北山坑に防遏事務所を設け現在當所は龜子頭と國姓のみを施行區域と爲したるなり。當時の戸數内地人五戸本島人一四〇戸人口内地人一三人本島人六四一人なりしが現在に於ては戸數二五〇戸人口一、二七九に増加したり。

- 又開始當時の原蟲保有者一・六五%なりしが現在に於ては三・〇五%に下れり。
- (二) 戸 口 戸數二五〇 人口一、二七九
- (三) 開始年月日 大正十二年九月

24 竹山

(一) 地勢 竹山防遏施行地は竹山郡竹山竹山及び竹園子の一部を施行地域とす。地域の一帶は平坦地にして耕地の大部は水田なり、竹山竹山は小市街地を形成す、市街の東北に街仔尾溪の清流あり溪流緩慢にして灌漑に適す溪域各所に湧水し濕潤なり。市街地及一帶は排水悪しく各所に水溜を生じ又溪岸流域には原野多く竹木雜草繁茂し蚊族の發生を容易ならしむ、

殊に當地は住民の智識低級にして衛生思想に乏しく、爲めに「マラリア」病毒濃厚にして流行猖獗を極め、患者の大部は本病にて占むる状態にて住民の勞働力は著しく減殺せられたりき、於茲大正六年九月防遏を施行し爾來檢血服藥に依る直接の防遏は勿論、河川の整理竹林雜草の伐採下水溝の設置水溜池の埋立等地物整理に最も重きを置き、尙「タプミノ」の放飼石油撒布等を施し、一面住民の衛生思想の普及啓發に努めたる結果、施行當時原蟲保有者一〇・〇三%を有したるも現在に於ては〇・九七%に激減し今や全く面目を一新するに至れり。

- (二) 戸 口 不 詳
- (三) 開始年月日 大正六年九月

25 鹿谷

- (一) 地勢 當防遏施行地は竹山郡鹿谷庄鹿谷の一部を施行地域とす。

竹山郡役所を去る東方約四里、海拔一千三百六十餘尺に位する山間の平坦地にして、戸數三百六十三戸人口一千八百五十一を有する部落なり。

小半天溪は部落の西端を流れ鹿谷庄小半天と境す、部落内には大小の埤圳貫通し灌漑に便にして、耕地の大部は水田にて稻作に適す。

部落の東南は山岳にして鬱蒼たる竹林なり、北部は丘陵にして竹林多く荒蕪地には雜草繁茂し處々に湧水地あり、蚊族の發生棲息に容易なる爲「マラリア」の流行猖獗を極めたりしを以て昭和二年四月防遏を施行したるが成績良好にして現在原蟲保有者一・二一%なり。

- (二) 戸 口 戸數三六三 人口一、八五一
- (三) 開始年月日 昭和二年四月

(四) 臺南州

1 臺南市壽町

- (一) 地勢 臺南市竹園町一・二丁目旭町東門町二・三・四丁目壽町一・二丁目及び後甲の一部を區域とし市の東端に位置す、其の面積一一四甲歩あり。

本區域は市内中最も高所に屬するも知事官邸附近に於て丘陵と迄に至らざる多少の起伏あるに過ぎず、概して平坦にして全區域を通じ平地に屬す。

其大半住宅地なりと雖も内一部は果樹園及び竹林にして、連霧マンゴウ龍眼等の樹木及び竹林繁茂す。

右起伏低地に在りては多少湧水濕地なるを以て、同地帯を防遏執行地に編入せる當時は、附近一帶に「マラリア」患者頗る多かりしが、之が撲滅に全力を傾注すると共に或は地物整理竹木の下枝雜草の刈取り等に保甲民を督勵せしに、保甲民も亦克く其の命に服し、一面下水溝の新設等に力を盡したる爲め其の後著しく患者數を減じたるを以て遂に之を廢止するに至れり。

- (二) 戸 口 戸數 九五八(内地人二一〇戸本島人七三七戸外國人一一戸)

- 人口 三、二〇一(内地人八二九人本島人二、三五〇人外國人二二人)

- (三) 開始年月日 大正十二年二月 開始 大正十四年三月三十一日 廢止

2 媽祖廟

- (一) 地勢 土地平坦にして地味肥沃なるを以て耕作に適す、水田多く此の甲數二百三十五甲歩畑三十四甲歩餘にして、田地の大部分は二期作田なり。此の地方は郡下水利組合灌漑區域に屬するを以て圳路は四時通水あり。

河川は郡下龍崎庄蕃社に源を發する許懸溪ありて部落の東方三町の地點を流れ新化郡に入り下流は鹽水溪を爲す面積は〇・四三二方里なり。

- (二) 戸 口 (昭和五年末) 戸數五〇〇 人口二、六三〇
- (三) 開始年月日 昭和三年四月一日

3 關廟

(一) 地勢 東方は山脚にして丘陵起伏し西方は一丘陵を隔て、田園相連なり、北部は許懸溪上流を隔て、山嶽及丘陵連座し、其の間に田園介在し居れり。然して部落は西方に關廟、北方に新埔東南方山脚に五甲あり、之等部落は殆ど接續し居り其の間は田地にして、距離は僅かに四五町に過ぎず部内は山脚の部落にして水田は看天田なるが故に湧水濕地等なきも、東部山脚に大潭埤あり。之との距離十二町なり。

右の如く山脚地帯なるを以て東西及び北方は稍々高地となり、南方に一部濕低地あるを以て雨期等には雨水此處に合流し、土地の濕潤甚だしく爲めに蚊族發生し「マラリア」病に罹る者相當あり、之を以て大正十年より二箇年繼續事業として工費二萬二千圓を投じ延長三百間の一大排水溝を設置せらるゝに至れり。

- (二) 戸 口 (昭和三年三月三十一日現在) 戸數一、一七三 人口 六、六三六
- (三) 開廢年月日 大正六年九月一日 開始 昭和三年三月三十一日 廢止

4 中洲

(一) 地勢 土地平坦なるも部落の東方は稍々高く西方に至るに従つて低し、約半哩を隔てたる歸仁庄大潭部内に源を發する小河部落の中央を貫通す、一般に土地低く且水田にて圍繞せらるゝを以て雨期等には濕氣容易に去り難き濕低地なり

り面積は〇・二九方里あり。

- (二) 戸 口 (昭和五年末) 戸數 三七二 人口 一、六八九
- (三) 開始年月日 昭和三年四月一日

5 歸仁南

(一) 地勢 土地平坦にして山脚丘陵の如きものなし。

部落中央以北一帯の大部分は水田にして以南は畑地多し、河川は歸仁庄蕃子頂に源を發し部落東方五町の地點を南流し、永寧庄灣裡に至り二層行溪に合流する港尾溝ありて、其の部落を通ずるは約十五町なり。

面積は〇・四方里あり。

- (二) 戸 口 (昭和五年末) 戸數 三四七 人口 一、八一〇人
- (三) 開始年月日 昭和四年四月一日

6 新化

(一) 地勢 施行地域は新化及峰口の二部落にして土地平坦なり。部内の東方に大目溪ありて其の源を新化街頂山脚に發し、北より南西に流れ又西方の許懸溪は南流して何れも大洲溪に合流す。

部内東方虎頭埤より給水路の施設あり、灌漑に便なるを以て水田多く市街を圍繞し畑其間に散在せり。面積九百三十一甲八〇六あり。

土地平坦なるを以て排水不良にして、濕地多く爲めに蚊族の發生に適し「マラリア」病蔓延せり、之が撲滅を期せんには外部作業の徹底と地物整理を緊要とすれ共財政難のため容易に工事の遂行を見る能はざりしが、大正十三年より州費を以て起工新化街武德殿裏より避病舎前洋子を経て峰口派出所裏に通じ許懸溪に至る排水溝の開鑿竝に附近の池沼

水溜地の埋立工事をなし大正十四年漸く完成を見たり。

次で大正十五年より昭和五年まで州費の補助を得、工費參萬四千餘圓、排水溝延長千七百八十二間竝に附近の埋立三千七百五十五坪の大工事を爲したるを以て漸く排水も良好となり、又池沼湿地等も少くなりたれ共未だ充分ならず今後も引續き施行の計劃なり。

- (二) 戸 口 戸數 一、二二二 人口 六、〇二七
- (三) 開始年月日 大正七年四月一日

7 新市

- (一) 地勢 施行地域は新市新店港子壠三舎の四部落なり、土地平坦にして丘陵等なし、面積四二二甲六二あり、部落東方に崙仔頂溪あり西流して下流約二十町にして新豊郡界を流れ大洲溪に合流す、溪水尠きため舟筏灌漑等に便ならず。

地域内は土地平坦なるを以て排水不良にして湿地多く加ふるに部落一帯芭蕉連霧其他樹木繁茂し爲めに蚊族の發生棲息に適したるを以て外部作業に意を注ぎ排水溝の掘鑿及池沼凹地の埋立を爲したり、之れに依りて排水は良好となり地域内の濕潤地を一掃するを得て衛生状態も亦良好となれり。

- (二) 戸 口 戸數 四六一 人口 二、二四〇
- (三) 開始年月日 大正十三年四月一日

8 玉井

- (一) 地勢 施行地域は土地平坦なるも周圍は山嶽丘陵を以て繞らす。

竹園の東方に虎頭山あり坑内溪は源を糖仔思山に發し西方に流れ後堀溪に合流す。

玉井部落の東南北は看天田にて圍まれ西は約四丁畑地を隔て斗六溪に接す原野多し、尙北方約三丁の地點に湧水池あり西方に流出して斗六溪に入る。

あり西方に流出して斗六溪に入る。

竹園部落は周圍看天田を以て圍み北に龜丹溪東より西に流れ斗六溪に注ぐ、土名蕃仔厝の中央に約六十坪の池あり西方一帯は看天田にして東南北には畑地あり。

地域の面積三八五甲あり。

交通は新化を経て臺南に至る道路及鹿陶洋を経て、楠西庄楠西に通ずるあり又乗合自動車の便あり、其他南化庄北寮を経て南化及竹頭崎に通ずる道路あるも、急坂等ありて交通不便なり。

地域内は土地平坦なるため排水不良にして湿地多く附近に樹木雜草繁茂し蚊族の發生棲息に適すを以て之が撲滅を期し外部作業に努めたり、昭和二年より同五年迄に於て工費一萬二千五百餘圓延長五八三間の大排水溝を開鑿したれども未だ充分ならず、繼續工事施行の計劃なり。

- (二) 戸 口 戸數七三三 人口三、五一〇
- (三) 開始年月日 大正二年四月一日

9 麻豆

- (一) 地勢 麻豆街麻豆の全部は土地平坦にして、其の四分の一は畑地四分の二は竹林及宅地にして残り四分の一は雜種地を以て構成す。

部落内は竹林を以て圍繞し池沼凹地水溜地少からず故に「アノフェレス」蚊の發生相當多く其の種別も本年五六七の三箇月間の調査に依れば「アノフェレスシネンシス」「アノフェアスミニムス」「アノフェレステッセラーツス」の三種を發見せり。殊に部落内は竹藪廣く晝尙暗き個所あり蚊族の棲息に最も適す。

防遏地域内は當地方中の最も低地に位し雨期に際しては雨水汚水の排除頗る不良にして部落内は常に濕潤なり、然

れども土地肥沃にして庄民の大部分は農作を生業とす。
交通は便利にして麻豆佳里間麻豆番子田間の指定道路あり、尙麻豆下營庄間麻豆臺南間の大道路等部落内を十字形に四通し其他大小の保甲道路八達す。

尙是等の大道は乗合自動車及貨物自動車の定期又は隨時運轉ありて往來頻繁なり。

部落南方境界附近には、東西に貫通する明治製糖會社の社線あり旅客物貨を運輸の便あり。

曾文郡彼所の所在地にして麻豆街役場郵便局公學校等所在す。

東は溝子墘派出所管内に接し西は麻豆街埤頭及麻豆口に接す、北は麻豆街北勢寮の看天田に接す南は磚子井及び安業に接し一面曾文溪を隔て新化郡善化庄に接す。

東西三十四町南北二十七町にして面積〇・七方里なり。

(二) 戸 口 戸數二、三三〇 人口二二、六一四

(三) 開始年月日 昭和六年四月一日

10 番子田

(一) 地勢 施行地は曾文郡官田庄番子田の全部落なり。此部落は平坦地にして竹林及雜木等を以て圍繞せられ池沼亦少からざる低地に屬するを以て、雨期の候には雨水汚水の排除甚だ不良にして常に濕潤なり、住民の大部分は農を以て生業とす。

部落の南部は畑地多く土地又肥沃にして農作物豊穰なるも、北部は畑地少く殆ど看天田にして従つて農作物豊穰ならず。
西方約一里を隔て、官田庄西庄東方約二十八町にして官田庄官田に至り北は官田庄南廊三結義に南は曾文溪を隔て

新化郡善化庄と界す。

從貫鐵道及明治製糖會社の私設鐵道、嘉南大圳組合貨物線等の各驛及び警察官吏派出所の所在地にして、道路も四通し縦貫道路は部落の東端を通じ其他各部落に通ずる道路も相當發達し物資の輸送等至便なり。

地形東西に長く三、一五二米南北に短く二、四二四米あり面積四平方糎なり。

山嶽と稱するものなく丘陵は國母山外小さきもの二三東端に散在し其脚は拔子林及官田方面の丘陵に連絡す。

此の地は東は田畑を以て他の部落に接するも南は番子橋埤北は葫蘆埤にて包圍せられ部落の西端にて兩埤接續す。

部落内は池沼其他の低地にて水溜等頗る多く常に濕潤し衛生状態不良にして蚊族の發生には最適地なり。

戸 口 戸數一一〇(内地人二五) 人口四三七(内地人九三)

(三) 開廢年月日 昭和三年四月一日開始 昭和五年三月三十一日廢止

(四) 備考 當部内に於ては大正十四年五月三日臺南州告示第一〇七號を以て州下全部に互り「マラリア」防遏規則施行せられたるを以て、當所に於ては保甲役員を督勵し一般保甲民を指導監督の上全部落に左記事項を厲行した。

(イ) 日常家屋の内外及土地の清潔を保持し且毎月一回住家附近の樹木及竹藪を伐採し雜草は之を芟除すること。

(ロ) 下水溝渠は常に掃除を怠らざること。

(ハ) 池沼溜溜其他の個所にして蚊族發生の虞あるものは埋填排水魚族の放飼石油の撒布等適當なる蚊族發生防止の方法を講ずること。

(ニ) 空壇空罎竹切株及竹柵等にして雨水の溜溜する虞あるものは總て除却又は埋填すること。

(ホ) 日常努めて蚊取粉又は蚊取線香を燻灼し且寢臥の際は必ず蚊帳を使用すること。

(ヘ) 住家に接近する芭蕉樹は適宜伐採し通氣採光に妨げなきを圖ること。

毎月一回二十日を「マラリア」防遏デーとなし、一齊に施行したりしに其の効果大に顯はれたり。更に當施行地番子田は之が病勢濃厚なりとして強制服薬の必要を認められ、昭和三年三月三十一日臺南州告示第七二號を以て「マラリア」防遏施行地域に編入せられ、爾來毎月一回五日を採血日と定め区域内住民に對し血液検査強制治療（服薬）を施行せられた、最初の事として本島人は採血を嫌ひ故意に不參するもの或は服薬を忌む服薬せざるもの等ありたれども、保甲會議家長會議其他機會ある毎に之が理解に努めたる結果何れも漸次理解して之を厭忌するものなく、進んで採血治療を受くるに至り其の成績大いに見るべきものありて爾後二箇年間繼續せられたるに過ぎざれども好成績を示すに至りたるを以て之を廢止せられたり。

11 水漆林

(一) 地勢 六甲庄六甲の西北部に位する平地なり水田及看天田に圍まれ、以前の人家は竹藪雜木の中に隱見する有様なりしが、「マラリア」防遏施行後は竹藪及び雜木雜草の伐採に最も力を注ぎたり、今尙部落北方には昔を偲ぶ竹藪ありて毎月二十日に之等竹藪の下枝及び雜木雜草の伐採を爲しつゝあり。

半哩以内には湧水湿地等なく且つ畑地なし、部落の西北新營郡境界に急水溪支流の河源（凹地にして晴天には極少量の流水あるのみなり）あり、其南東部落より西北約七町に八婆埤と稱する池ありて附近水田に灌溉を爲す、尙部落南端に小なる池ありて部落内の汚水を流し且つ嘉南大圳排水路に排水す。

曾文郡役所を去る東北三里十五町、六甲庄六甲の西北五町なり面積四百九十八甲八分一厘あり（大字の面積）

(二) 戸 口 戸數九五 人口四七七

(三) 開廢年月日 昭和三年四月一日開始 昭和五年三月三十一日廢止

12 六甲

(一) 地勢 部落は平地にして東南北の三方は水田西は看天田に圍まれ東北方約三町の地點に丘陵あり、東方約六町以東は山地にして丘陵と山地との中央は低地をなし元深坵埤と稱したる池なりしが、嘉南大圳の水路開鑿に依りて廢埤となりたれども今尙濕潤なり、東部山地は臺南州公學校共同造林地及び保安林にして山地の面積約三十甲歩あり。

部落附近に於ける池沼としては洗布埤最も大にして六甲及び水漆林北方水田の灌溉を爲す、丘陵の南側に狗慈埤と稱する池ありて附近水田に灌溉す。

部落内東端及南側に極小なる池ありて以前は部落の周圍甚だ不潔なりしを以て「マラリア」防遏施行當時其一部を埋立て且つ下水溝の整理を爲したる爲め面目一新するに至れり、其他部落より半哩以内には河川湧水等なく畑地は嘉南大圳北幹線以東山地に僅かに散在するのみなり。

曾文郡役所を去る東北三里十八町、面積三百八十三甲七分一厘二毛（大字の面積）あり。

(二) 戸 口 戸數五九四（内地人一八戸、本島人五七一戸、支那人五戸）

人口三、二二七（内地人六四人、本島人三人、一四七人、支那人一六人）

(三) 開廢年月日 大正八年四月開始 昭和三年三月三十一日廢止

13 烏山頭

(一) 地勢 烏山頭本部落は東南を除き他の北西南の三方は小丘阜に圍まれ東南及丘陵の外側は總て水田なり、畑は之等丘陵を開墾したるものなり。

附近に河川湧水湿地等なし。

烏山頭派出所所在地は烏山頭及六甲庄七甲の一部にして部落東南約五町に嘉南大圳貯水池あり、部落の東端は山脚にして以東には山地なく北は赤山廟及び小丘陵あり西南は廣漠たる水田なり。

- 河川は貯水池堰堤中央より西南に向ひて元官田溪ありしも堰堤完成後は殆ど滞水なし、放水路北側元三脚埤に多少の湿地あるも完全なる排水路ありて滞水するが如きことなし、其他湧水等なし。
- (二) 戸 口 戸數四二〇 内地人三八 人口一、四九七 内地人一二二
- (三) 開廢年月日 大正十二年五月 開始 昭和四年十二月 廢止
- 但し以後は嘉南大圳組合事務所醫務室防疫係に依りて作業は繼續せらる。
- (四) 其他 烏山頭本部落の南より西に亘る丘陵と部落との中間は元竹藪及雜草繁茂し居たりしが「マラリア」防遏作業開始以來、之等の伐採刈取作業を勵行したる爲め漸次減少し現在は殆ど其の跡を斷つに至れり、部落西北端丘陵の外側に芦竹潭埤あり同埤は西を除く外高地に圍まれ水面は隙間なく菱及蓮を以て充し西方水田の灌漑を爲す。
- 西南方丘陵の外側には(官田派出所管内)湖南埤及角秀埤の二埤あり養魚竝に西南方水田に灌漑す。
- 烏山頭及六甲庄七甲の一部は嘉南大圳工事の爲め繁榮せる部落にして、大正十二年より昭和五年三月迄は内地人二百戸本島人三百戸あり其他多數の日傭人夫滞在し一時殷盛を極めしが、同年四月工事完成と共に職員及傭人夫の解職より漸次減少し現在内地人三十八戸本島人百九十五戸となれり、部落東南約五町の地點に元三脚埤と稱する和蘭人の設計せる埤ありしが嘉南大圳工事着手と同時に原野となり、其の東北方は標高三百六尺の高地より南方高地に至る七百間の堰堤を設け官田溪を堰止めて貯水池としたるものなり。
- 北方山地は臺南州公學校造林地にして想思樹を造殖し居れり。
- 部落周圍は湿地多かりしが嘉南大圳組合に於て下水溝を設け排水の便を計りしため現在は濕潤地なし。
- 14 官田
- (一) 地勢 當官田は曾文郡の中央部より稍々東部に偏す。

- 西は縦貫道路を隔て、番子田に東は官田溪を隔て社子に南は小丘陵を隔て、拔子林に北は烏山頭と相對す、土地平坦なるも低地に屬し排水不良なる爲め濕潤たり、部落は田畑竹林にて圍繞せられ池沼多く一見して「マラリア」地帯たることを直覺せしむ、然るに土地肥沃にして住民の大部分は農を以て生業とす、道路は四通八達し二十八町の近距離にして番子田に達す交通機關として烏山頭乗合自動車あり、庄役場信用組合公學校警察官吏派出所あり。
- (二) 戸 口 戸數一六一 (内地人五戸) 人口 八〇四 (内地人二四人)
- (三) 開始年月日 昭和三年四月一日
- (四) 其他參考事項 部落内東部に塘二箇所南部に二箇所西部に一箇所あり。
- 部落を去る東約六十間の個所に土名茄荖溪(現在嘉南大圳排水路)と、西約八十間に土名後潭溪(現在嘉南大圳排水路)との兩側に竹及び雜草木繁茂す。
- 部落を去る南六町に嘉南大圳南幹線あり。

15 西港

- (一) 地勢 北門郡の南部に位し南は曾文溪を隔て臺南に至る東は曾文郡に隣接し西は海岸を距ること約二里半北は佳里庄佳里に接し約一里にして郡役所に至る面積〇・六八方里あり、畑地を以て圍繞せられ土地一般に平坦なり、嘉南大圳の水路東西に貫流し、曾文溪又西流して海に注ぐ。
- 北部に凹地ありて濕潤なり。
- 部内に竹林あり又各所に小濠ありて蚊族の發生甚しく、従つて「マラリア」病猖獗して死亡超過の現象を呈し、郡下佳里に次ぐ不健康地なりしが「マラリア」防遏施行以來強制服藥を行ひ常に家屋の内外及土地の清潔を保持し、又住家附近の竹木伐採雜草の芟除凹地の埋立等を行ひ外部作業に力を注ぎたる結果其の効果大いに見る可きものあり「マラリア」

- (一) 患者の如きも著しく減少し、一般衛生状態も亦従つて向上しつゝあり。
- (二) 戸 口 戸數五一 人口二、八八八
- (三) 開始年月日 昭和三年四月一日

16 佳里

- (一) 地勢 周圍は畑地を以て繞され土地概して平坦なるも中央に十米に足らざる丘陵あり西に流るゝ小溪及圳路あり。數年前は全部落殆ど竹林を以て覆はれ且つ各所に濠ありて蚊族の發生甚だしく、従つて「マラリア」病猖獗を極め毎年死亡超過を見、郡下に於て最も不健康地と目され居たりしが「マラリア」防遏施行地に編入以來、住民に對し強制服藥を開始し又竹林の伐採凹地の埋立排水溝の開設等地物整理に力を致したる結果、遂に「マラリア」防遏作業の模範部落となり、「マラリア」患者著しく減少し衛生状態良好となれり。
- (二) 戸 口 戸數一、三二一 人口六、一七七
- (三) 開始年月日 大正十二年六月一日

17 鹽水

- (一) 地勢 東西二十五町南北三十町面積〇・二五方里ありて土地平坦なり。道光年間舟楫の便と、匪徒防禦として部内の周圍に濠を掘鑿し、約六七十年前は小舟竹筏等の航行を見たりしが、其の後年と共に土砂淹滞し現在に於ては何等の用を爲さず。道路は四通八達して自動車の便あれども東石那方面の道路中八掌溪及び北門郡方面に通ずる道路中急水溪には橋梁なき爲め、雨期等増水の際は交通杜絶することあり。
- (二) 戸 口 戸數一、三九三 人口六、五七四

(三) 開始年月日 大正元年十一月

- (四) 其他 當部内は改隸當初より「マラリア」の流行甚だしかりしが、「マラリア」防遏施行以來之が對策に努力し、着々其の効果を擧げつゝあり。昭和二年より同五年の四箇年に於て工費四萬四千七百八十二圓、延長九百四十四間の大排水溝を掘鑿したるを以て現在に於ては汚水の停滯なく従つて蚊族の發生も減少しつゝあり、尙ほ昭和三年より模範部落の設置により「マラリア」防遏の効績大いに見る可きものあり。原蟲保有者も當初は五・二七%なりしが昭和五年には〇・一九%を示し、出生も遙に死亡を超過するの好成績を擧げたり。

18 新營

- (一) 地勢 山嶽丘陵等なく土地平坦なり、東西二十九町南北二十町面積〇・四五方里あり。南方一哩に急水溪あり西北に水田多し、池沼約六甲歩あるも部落附近には濕地等なし。
- (二) 戸 口 戸數一、六六六 人口八、一八八
- (三) 開廢年月日 大正十二年六月一日 開始 昭和六年三月三十一日 廢止

19 柳營

- (一) 地勢 山嶽丘陵等なく土地平坦なり新營を距る二十九町、面積〇・三方里あり。附近は看天田にして降雨期より稻の收穫期間は貯水を見れども其他は殆ど乾燥して卑濕ならず。部落内外に八箇所約三十甲歩の池沼あるも養魚池なるを以て蚊族の發生を見ず。
- (二) 戸 口 戸數五二二 人口二、八七九

(一) 開廢年月日 昭和四年四月一日 開始 昭和六年三月三十一日 廢止
後壁

(一) 地勢 土地平坦にして其の大部分は新營郡水利組合に屬する灌溉用水に圍繞せらる、即ち白河溪及頭前溪より送水する爲め數條の水路は巾四五尺乃至六七尺深さ三四尺乃至五六尺の溝渠あり、従つて各所に漏水を生じ、乾燥期に於ては雜草の繁茂に任せ附近は濕潤となり蚊族の發生を容易ならしめたり、「マラリア」防遏の開始せらるゝや徹底的に部民を督勵し作業整地を爲さしめたる結果著しく發患の減少を見、遂に所期の成果を見るに至れり。

(二) 戸 口 戸數三一九 人口一、七四一

(三) 開廢年月日 大正十四年四月一日 開始 昭和六年三月三十一日 廢止

21 白河

(一) 地勢 平坦地にして水田及び畑地を以て圍繞せらる。

部落の南方を白水溪西流す。

後壁及關子嶺に通ずる經便鐵道の便あり、道路も亦發達せり。

(二) 戸 口 戸數八三七 人口四、五九一

(三) 開廢年月日 大正六年十月

22 海豐厝

(一) 地勢 土地平坦水田に包圍せらる、部落中央に新營郡水利組合貯水地あり、又溪流は部内を貫通せり。

(二) 戸 口 戸數二二二 人口一、一四三

(三) 開廢年月日 昭和六年四月一日

23 糞箕湖

(一) 地勢 面積約四十甲歩ありて白河庄白河分室より東方二十五町、新營郡役所より東方四里二十七町なる一部落なり、枕頭山の山脚に位するを以て土地稍々傾斜せる爲め排水の便は良好なり。

部落の東南は看天田に西北は畑地を以て圍繞せらる、部落附近は山脚地なる爲め竹林及龍眼樹又は椶仔樹等の果樹の大木多數あり。部落の東北約十町の地點を白水溪流れ雨期には相當水量あるも乾燥期には溪水枯渇す。

(二) 戸 口 戸數一〇八 人口六〇七

(三) 開廢年月日 昭和三年四月一日

24 馬欄後

(一) 地勢 山脚に位し部内又丘陵起伏し其の間に湧水濕地あり。

水田散在するを以て之が給水路所々に在り。

部内は原野空地等多し。

(二) 戸 口 戸數八〇 人口四五〇

(三) 開廢年月日 大正九四月十八日 開始 昭和三年三月三十一日 廢止

25 竹子門

(一) 地勢 新營郡の東北に位し東部一帯僅かに高地を爲すも他は平坦なり、白水溪頭前溪共に西流し灌溉は之より爲す又新營郡水利組合埤圳の源にして二水路も亦西に貫通す。

北部頭前溪に沿へる方面は水利組合の貯水池其他池沼多く爲めに又濕地多し。

水田五百八十四甲歩畑二百四十四甲歩あり、其他は山林原野なり。

- (二) 戸 口 二二〇 人口一、一四〇
- (三) 開廢年月日 大正六年八月 開始 大正十四年三月 廢止 昭和六年四月一日 再開

26 關子嶺

(一) 地勢 山嶽丘陵にして平地は僅かに山間溪谷にあり、草木鬱蒼として部落を圍繞し晝尙暗き個所あり、水田濕地に富み山間を流るゝ小川ありて雜草又繁茂す。

此地は有名なる關子嶺温泉の在る地にして年中多數の浴客あり、爲めに或は斯病者の出入するありて他に傳播なきを保し難し、然るに山間避地に散在する部落にて不便の地なるを以て醫師の開業する者なく、一度罹病せんか三里餘を距る白河街に醫療を請はざる可からざるの已むなき結果は、遂に醫藥によらずして死の轉歸を見るもの多き状態にありしが「マラリア」防退地域に編入と共に公醫を配置せられ今日に至れり。

現今に於ける状況は部落民も「マラリア」病の恐るべきを理解し、外部の竹木伐採、雜草の芟除等の作業と相俟つて漸次其効果を納めつゝあり。

- (二) 戸 口 戸數六二 人口三四七
- (三) 開始年月日 大正六年五月

27 嘉義

(一) 地勢 嘉義郡の西邊北回歸線の附近に位し西海岸を距る約八里の地點にして、東に遠く新高山脈を望み南に八掌、北に牛稠の兩溪を控へ何れも郊外二十町乃至一里を隔て西に向つて緩流す。

面積は三・九一方里あり

東端約五丁にして山子頂の小丘横はり(現在公園)之より連続して起伏せる丘陵は漸進的高度を増しつゝ東方に進展

して中央山脈の裾を爲す、西方及び南北兩溪の内外は所謂嘉義平野にして水田菜圃能く拓け灌漑亦頗る潤澤なり。

大正四年前に於ける市街の内外は大小溜溜池及び凹濕地到處に散在し之れに連絡せる溝渠又縱走横流し、且つ住屋の周圍には必ず密生せる篋簾を繞らして通風を妨げ鬱蒼として晝尙暗く、遠く之を望めば一大竹林地帯の觀を呈し「マラリア」流行の劇甚なる亦故なきに非ざるを想はしめたり、大正四年十月新に防退地域に編入せられ檢血治療の開始と相俟つて諸種の地物整理作業を施行するに至り、次いで大正五年八月より巡查二名を配屬し専ら之が監督を擔當せしめ、更に防疫手を専屬して補助たらしめ、保甲人夫の出役と公共衛生費の支辨に依る人夫毎月百名内外を役使し、市内の竹木の下枝一丈二尺以下に切拂ひ、雜草刈取凹濕地の排水及び埋立を行ひ、着々作業の擴大を圖りしも住民は其の主旨を理解なき爲め各所に苦情百出して工程却々進捗せず、困難名状すべからざる状況なりしが關係官民の熱心と努力とにより漸次開滑に進展し、大正六年四月より巡查三名防疫手八名を配屬して各派出所、防疫組合とも協力し、市内の竹藪は一齊に其根幹より伐採し其の範圍を一層擴大し、或は蚊帳の調査及び之れが使用と燻蚊等をも極力奨励し、一面市街の乾燥を圖る必要より年來の計畫たる公共衛生費支辨を以て南門外保生醫院の東方より、街の南端を西に向つて一直線に遠く牛稠溪に流泄せしむる大排水溝の堀鑿に着手し(延長約一里)大正六年三月略竣成したり、是れに依りて生じたる利土は市街内に散在せる溜溜濕地凹地の埋立に供すべく同七年四月より常備人夫二十五名を以て作業に當らしめたり、尙之れが徹底を期すべく一方南門外の既設排水溝に連絡して東門外を北方に流過せしむる一線の排水溝延長約一千三百間の開鑿を行ひ、之の利土を以て東北門及び山子頂方面に散在せる溜溜凹濕地の埋立を施行して廣大なる面積を整理し、市内の面目を一新するに至れり、然れども近郊及び村落方面に對しては未だ不徹底の個所少なからざるを以て、該方面に對しても作業の擴大を圖り銳意勵行して漸次進捗を見つゝありしが、大正八年度に至り經費の都合に依り巡查二名防疫手四名に減せられ、次で同九年五月より巡查防疫手常備人夫の全部を撤廢せられ、加ふるに虎

疫の流行と制度の改正に伴ひ公共衛生費の解散となり、新に嘉義郡所管に属してより作業の續行不可能となり僅かに保甲民の出役を以て止を得ざる個所に對し彌縫的に施行するに過ぎざりしが、大正十二年に於ける腦炎の大流行により全然休止するの止むなきに至りしため、竹木雜草は忽ち繁茂して舊態に復し年來の努力も其の影を留めざるの狀態となり「マラリア」の成績亦不良の現象を呈するに至たり、州當局に於ても之を憂慮し防退定日の制を設け、當地域は毎月十五日を之に當て五月より實施し、従事員は勿論警察官公共團體は率先して之が指導勵行の衝に當り或は宣傳講話をなし、住民に於ては各自防退的清潔法及び防蚊驅除の方法を講ずる等最も意義ある一日たらしめ、従つて成績大いに擧りつゝあるを認められしが、其後種々の支障により漸次之が徹底を欠くに至りたるは誠に遺憾とする處なり、次で大正十四年五月告示を以て本州管内一圓を防退地域に編入せられ同時に防退專屬巡查一名の配置によりて地物整理及び蚊帳の使用勵行を擔任せしめ、一面従來の防退定日の制を再興し之が活用の方針を樹て實行に力を注ぎしに、保甲民の出役の如きは多く老幼婦女子にして到底豫期の成績を收めん事不可能なるを以て、計畫の一部を變更し各保甲費の負擔を以て、専務巡查監督の下に常備人夫十五名を使役するの法を設け、同年月より實行し成績の見るべきものありしが負擔困難の爲め大正十五年三月限り之を廢止し、再び保甲民の出役を以て勵行に努めし結果鬱蒼たる竹藪雜草の如きも殆ど伐採し盡さるゝに至れり。

又東門法院前より第二公學校附近に亘る廣汎なる荒地は、從來雜草叢生を没し各所に湧水を見、常に乾燥する事なく蚊族發生地たるを以て州費支辨に依り埋立を施行し、次で第二公學校西側を南北に通ずる約二百間の溝渠は半ば埋没して流水の停滞となり「アノフェレス」蚊の發生常に絶ゆる事なき狀態なりしを以て、又州費を以て埋立て其代溝を東側山脚部に開鑿して附近の乾燥を圖り、次で昭和二年度に於て法院西側の低地約一千坪の埋立を州費を以て施行し、昭和三年度に以ては市内女子公學校附近の滞溜地約一千坪に對し州費の補助を得嘉義街費を以て埋立を施行せり。

昭和四年度に於ては從來配屬せる専務巡查を廢止し、外勤警部補監督の下に各派出所巡查之を擔當し、各派出所管内毎に一箇年の作業成績を査定撰衡して等級を附し、優良部落に對しては賞金を與へ表彰するの制を設け、同年五月より實施せしが之に依り各部落共競ふて作業の勵行を圖れり、従つて其成績亦大いに見るべきものあるを以て爾來該方法に依り益々作業の徹底を圖り之が勵行に努めつゝあり。
今開始以來施行したる地物整理の成績を示せば左表の如し。

地物整理施行一覽表

年次	埋立面積	竹木伐採面積	雜草刈取面積	排水溝
大正五年	八〇坪	二、六〇〇坪	一、二〇〇坪	二、三〇〇間
同六年	三、四四〇坪	三、三〇〇坪	二、二〇〇坪	
同七年	一五、一三〇坪	七、五〇〇坪	一〇七、〇〇〇坪	
同八年	三、五〇〇坪	六、七〇〇坪	四八、〇〇〇坪	三、五〇〇間
同九年		一、〇〇〇坪	二、五〇〇坪	五三〇間
同十年		五〇〇坪	八〇〇坪	
同十一年				
同十二年		一、〇〇〇坪	一、〇〇〇坪	
同十三年		二、二〇〇坪	二、五〇〇坪	
同十四年	六、五〇〇坪	三、〇〇〇坪	二、二〇〇坪	四、三七〇間
昭和元年	一、八〇〇坪	四、五〇〇坪	二、八〇〇坪	三、二〇〇間
同二年	二、二五〇坪	三、一〇〇坪	一、五五〇坪	一、三〇〇間
同三年	一、〇〇〇坪	二、一七〇坪	一、二五〇坪	四、六〇〇間

同	同	同	同
同	四年	五年	同
三〇〇坪	一	三、四二〇坪	三、五四〇坪
三〇〇間			

(二) 戸 口 戸數 一二、七〇四 人口五八、〇〇〇
 (三) 開始年月日 大正四年十月
 (四) 其他 當市に於ては從來「マラリア」の流行甚だしく毎歲盛夏より秋冬の季に互り病勢劇しく、就中西門外及東南門外、山子頂方面に於ける濃度常に高く、軽度の脾腫患者の如きを合し詳細に検診を行ふに於ては全人口の三分の一を算するやも知れざる狀況なりしを以て、當局に於ても之が防遏の急務なるを認め新に防遏地域に編入せられ、大正四年十月より検血治療を開始し先づ西門外管内に實施す、次で順次各方面に互り實施するに至りしが當初は住民に於ても防遏の主旨と其方法に對し理解ある者少なく、或は疑懼と不安の念にからるゝ等採血又は服藥に際し其混雜名狀す可らざりき、隨つて不參者の如きも多數にして一々之を呼出或は説示する等手数を要すること夥だしく、施行上の困難全く豫想の外にありしも關係當務員の努力と効果の顯著なるに依り回を重ねるに従ひ、漸次理解するに至り進んで検血を乞ふ者月を追ふて多きを加ふるの狀況となり、諸種作業の施行も亦漸く順境に好轉したり。

而して其成績開始當初に於ては檢血人員に對する原蟲保有者の百分比は一〇・一六%の高率を示し其數二百六十九名を算し、其後減少せしも尙ほ情勢は翌年四月に至るも相當高く二・六八%を示し夏秋には却つて流行を見ず、大正六年に再び擡頭して最高九月には五・二八%を示し保有者實に四百二十二名の多きを算したり、其後漸次遞減し逐年順調に經過せりと雖言へ常に一進一退して季節的消長を免がれず、大正十一年に至り再び患者の發生増加を見成績反つて逆轉的趨勢を示し、同十二年十三年に於ても亦同様の經過を辿りて防遏の効果を疑はしむるの情況なり、是が對策を急務とし大正十四年新に防遏施行方法の樹立に基き、諸種の施設と極力作業の勵行に依り又一般住民の思想向

上と防遏觀念の緊張を促がし漸次作業も圓滑に運び、隨つて成績亦順調に復し年と共に遞減し各年の最高大正十四年には一・五二%より昭和元年には一・二七%となり同二年には一・二〇%に下り同三年には〇・七二%を示し、同四年五年には僅かに〇・五〇%に過ぎずして殆んど流行を見ざるの情況を呈し「マラリア」都市の稱ありし當嘉義市も茲に漸く其の汚名を脱するを得たり。

28 大 林

(一) 地勢 施行地域は大林庄大林及潭底大湖の三部落にして南は三疊溪を隔て、溪口庄と界し、北は石龜溪沿岸なる橋子頭及湖子と隣りし東は新埤圳と界す西は六股圳小水路を境とし甘蔗崙と接す。

周圍は水田及畑地にして濕地多し。

潭底は水田を埋立てたるを以て雨期には排水不能の個所少からず。

大林は古より相當人家ありしが新高製糖工場及停車場設置等に依り非常の發展を來したれ其近來多少衰微の狀態なり、周圍は水田にして北方を六股圳貫通し附近には養魚池多し。

大湖は元乾田を新高製糖會社嘉義工場設立と共に埋立て建設したるものにして附近は一帶の甘蔗園なり。

部内には凹地等なし、南方に六股圳餘水の排水溝あり。

(二) 戸 口 戸數八〇六 人口三、四五六

(三) 開廢年月日 大正八年七月 開始 昭和六年三月三十一日 廢止

29 南 靖

(一) 地勢 施行地域は水上庄南靖外溪洲十一指厝の各一部にして八掌溪の右岸北方約半哩に位す。

土地平坦にして周圍は甘蔗畑なり。

大日本製糖株式会社南靖工場あり。

- (一) 戸 口 戸數二九六 人口一、二〇一
- (二) 開始年月日 大正十五年十一月 開始 昭和六年三月三十一日 廢止

30 三界埔

- (一) 地勢 部落の南部は山脚にして北部は平地を爲す水田に接近し、東北方約半哩に赤蘭溪ありて稻作期間中は同溪より引水せる埤圳部落を圍繞せり。
- (二) 部落内に八ヶ所の池あり其の面積約二甲歩なり。

- (一) 戸 口 戸數二九五 人口一、六五〇
- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

31 林子尾

- (一) 地勢 當部内に於ける「マラリア」防退施行地域は竹崎庄山子門の一部及民雄庄林子尾の二部落なり。

山子門は東西十八町南北十二町にして東は竹崎庄番子潭に接し南は牛稠溪を距て、嘉義市山子頂と相對す、西は牛稠溪の支流を距て民雄庄林子尾に北は一小丘地を堺し竹崎庄獅子頭と隣す。

部内は一般に丘陵山脚なく土地平坦なるも水利の便充分ならず、畑地其他山林大部分を占め水田は僅かに三分の一なり。

林子尾は東西二十四町南北六町にして部内には殆んど平地なく大部分水田にして他は畑山林なり。

溜水濕地所々に點在するを以て「マラリア」罹病者多し、兩部落其文化の程度低く従つて衛生思想にも乏しく、爲めに「マラリア」病患者比較的多數なりしも「マラリア」防退施行以來は漸次其の數を減するに至れり。

- (一) 戸 口 戸數一一八 人口四四〇
- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

32 鹿麻產

- (一) 地勢 南部に多少の丘陵あるも土地一般に平坦にして、北は溪心溪南は清水溪、中央は濁水溪流れ又之等の支流は部内を貫流するを以て水田よく開けたり。
- (二) 阿里山鐵道の便あり。

- (一) 戸 口 戸數一一九 人口六二七
- (三) 開始年月日 昭和五年四月一日

33 中埔

- (一) 地勢 嘉義郡役所を距る東南二里二十四町餘にして東は丘陵を爲し、中埔庄灣潭子及石碇と境し西は石碇溪を隔て中埔庄頂埔及白芒埔に接し北は赤蘭溪を隔て枋樹脚に至る。

土地一般に高く従つて頗る乾燥なり、中埔小溪あるも雨期を除くの外は殆ど流水なし。

西南石碇溪沿岸は土地平坦にして且つ肥沃なるを以て農作物に適す。

- (一) 戸 口 戸數一二〇 人口五一〇
- (三) 開始年月日 大正七年四月一日

34 頂六

- (一) 地勢 部落の北を八掌溪南を赤蘭溪流れ水田多く畑地は少し。
- (二) 部落内は草木の繁茂甚しく常に刈拂を勵行しつゝあり。

- (一) 戸 口 戸數一七〇 人口七三二
- (二) 開始年月日 昭和五年四月一日
- (三) 白芒埔

(一) 地勢 當事務所は嘉義郡中埔庄白芒埔警察官吏派出所内に在り、嘉義郡役所を距る東南三里八町の地點に位し第一保の一部、白芒埔部落の埤寮、田寮を其の防遏區域とし面積約一三六甲歩あり。

東部は山嶽あるも他は平坦なり北に石碇溪、中部に尖山溪、南に沘水溪の各溪西流す。

部落の周圍は竹藪にて晝尙暗く爲めに「マラリア」病の發生多く、之れに依る死亡は實に總死亡の五割に達したり。

「マラリア」防遏施行地域に編入以來防遏作業の勵行に努めつゝあり。

- (二) 戸 口 戸數一五一 人口六六三
- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

36 竹頭崎

(一) 地勢 當事務所は嘉義郡中埔庄白芒埔警察官吏派出所内第三保の一部竹頭崎土名沘水の中央研究所嘉義林業試験支所沘水移殖試驗場事務所に置かれ、嘉義郡役所を距る東南三里二十八町、海拔二百尺の地點にあり面積四十二甲歩餘にして北東一帯は山嶽を以て繞らされ、南西僅かに水田畑あり沘水溪は部落の中央を貫流す。

竹木雜草繁茂し土地又濕潤にして「マラリア」病の發生多く數年來の死亡統計を見るに其の約五割強は同病による死亡者なり。

「マラリア」防遏施行地域に編入以來防遏作業の實施により相當の成績を擧げつゝあり。

- (二) 戸 口 戸數三〇 人口八九

- (三) 開始年月日 昭和五年十一月

37 竹崎

(一) 地勢 東は竹崎庄瓦厝埔と境し北は牛稠溪を隔て、覆銅金に相對す、西は竹崎庄羗子科及沙坑に面し南は竹崎庄鹿麻産に界す。

西南部は一帯に平坦にして水田及畑地多く阿里山鐵道其の中間を縱斷し竹崎驛は其の咽喉部たり、東は山丘連り西北に牛稠溪あり部落は其の間に位置し人家此處に密集せり。

部落附近水田の灌溉は牛稠溪上流より引き入れ埤圳となし部落の下水溝を通水し居れり。

夏季は牛稠溪屢々増水し附近田圃其他に浸水し又附近に湧水ありて土地常に濕潤なり。

- (二) 戸 口 戸數三九六 人口一、八〇六
- (三) 開始年月日 大正七年五月

(四) 其他 「マラリア」防遏に就ては強制服藥の外部落内外の竹木雜草の芟除切拂作業を實施し、住民には蚊帳の使用蚊取線香の煙煙等之が勵行を爲しつゝあるも容易に撲滅するに至らず。

38 内埔

(一) 地勢 東南北に山嶽を繞らす小盆地を爲す。

河川は北及南を流れ一般に畑地多く水田は南部にあり土地は概して乾燥せり。

- (二) 戸 口 戸數一三七 人口七五〇
- (三) 開始年月日 昭和五年四月一日

39 瓦厝埔

(一) 地勢 嘉義郡竹崎庄瓦厝埔の一部山脚にして東西約十八町南北十町面積〇・二六方里あり、南は水尾溪を隔て瓦厝埔一帯の山脈あり東方は牛稠溪と交力坪管内の金獅寮山あり、北方は牛稠溪を隔て覆鑼金管内の獨立山あり西方は竹崎庄竹崎に接す、施行地域の周囲は殆んど大小の山脈起伏するも概して土地平坦にして水田約三十甲歩畑地約二十甲歩あり、南方山脈より湧水するため所々に湿地あり。

(二) 戸 口 戸數八六 人口四二二
 (三) 開始年月日 昭和四年四月一日

40 民雄

(一) 地勢 土地極めて平坦にして水田最も多し地域内には池沼溝渠等ありて蚊族發生甚しきものありしが、大正十年州費一千五百圓を投じ之が埋立を爲し又各所の汚水停滯せる溝渠は昭和二年より同五年に至る四年間の繼續工事として總工費二萬一千七百六圓(内一萬二千八百三十六圓國庫補助、八千八百七十圓庄費)を以て延長一千間の溝渠をコンクリート爲して蚊族發生の地を整理し、又一面に於て保甲民をして竹木の下枝雜草の刈拂を爲さしめ成績漸次良好に向ひつゝあるも部落の東方より南側を流るゝ好收圳を路ありて其の兩岸に雜草繁茂し「アノフェレス」の發生多く、時に之が刈拂を爲すと雖も堤防破壊の虞あるを以て徹底するを得ず、現在に於ける原蟲保有者の如きも該圳路に近き所に多し之が改修を得ば住民亦安かるを得ん。

(二) 戸 口 戸數七三八 人口三、九九四
 (三) 開始年月日 大正八年七月一日

41 溪口

(一) 地勢 山嶽丘陵等なく土地平坦なり河川は游厝との境界を流るゝ三疊溪ありて下流は北港溪に注ぐ部落内には池沼多

く周圍は水田及畑地なり、湧水等なきも排水下水溝の設備なく又竹木等も相當に多し。

(二) 戸 口 戸數五〇七 人口二、一八七
 (三) 開始年月日 昭和六年四月一日

42 石龜溪

(一) 地勢 地勢平坦にして山嶽丘陵なく山脚を距ること二里なり、部落は水田に圍繞せられ石龜溪埤圳は部落の南北及中央を貫流し水量豊富にして四季枯渇することなし。

石龜溪は部落の南七町の地點を流れ嘉義郡大林庄橋子頭と界す。

部落附近には湧水池塘なし部落内に四個所の養魚地あり。

(二) 戸 口 戸數四〇四 人口二、〇九二
 (三) 開始年月日 昭和三年四月一日

43 大棟榔

(一) 地勢 地勢は平地を爲し部落内に池溝あり、部落の南方一哩以内沼澤並に排水溝あり北方に又排水溝あり附近は水田及畑地を爲し一般に土地乾燥し居れり。

(二) 戸 口 戸數四六八 人口二、四二五
 (三) 開始年月日 昭和四年四月一日

44 太保

(一) 地勢 地勢は平地を爲し、部落の東西に四ヶ所の池澤ありて附近一帯は水田及び畑地を爲せども、一般に土地乾燥し居れり。

(二) 戸 口 戸數一七二 人口八九二
(三) 開始年月日 昭和三年四月一日

45 虎尾

(一) 地勢 山嶽丘陵等なく平坦にして部落の東端に虎尾溪あり、乾燥期は殆んど流水なきも雨期には溪水汎溢し部落に浸水し土地濕潤すること屢々あり、部落の西方は殆んど水田にして其の面積約百二十甲あり其他は畑地及び建物等なり(畑八百二十三甲宅地八十六甲餘原野七十二甲餘養魚池五甲餘)。

(二) 戸 口 戸數六二一 人口二、五五九

(三) 開始及廢止 大正十三年四月一日 開始 昭和六年三月三十一日 廢止

46 土庫

(一) 地勢 嘉義平野の北部に位し多少丘陵の起伏あるも殆んど平坦なり。

河川は東南二十五町の個所に虎尾溪流れ沿岸は幅三町乃至七町の砂原を爲し其の間處々に水溜あり、防遏地域を距る半哩以内は湧出水なく、畑及び水田あり、而して埤圳々路隨所に交叉し圳路沿邊は雜草繁茂す。水田甘蔗園其他と共に野外に至る處蚊族の繁殖に好適する所多し。

人家に近き竹木之等は通風採光を計る爲め、常に下枝の伐採を行ひ又水溜の埋填を行ひて蚊族の發生棲息を防ぎ、一面蚊帳の使用を奨励し蚊族の刺傷を防ぐに努めたり。

面積は土庫及過溝の一部にして〇・四五平方哩なり。

(二) 戸 口 戸數六六三 人口三、七〇六

(三) 開廢年月日 大正八年六月十五日 開始 昭和四年三月三十一日 廢止

(四) 備考 元土庫庄土庫及び之に接続する過溝の一部は原蟲の散在最も濃厚と認められ、大正八年六月十五日「マラリア」防遏施行地域に指定せられ採血檢鏡を開始せられ、當時は四%の原蟲保有率を示し、爾來防遏事務の遂行には理解なき區内住民を強制し、困難と努力とに依りて自覺せしむるに至りたるも、數年間は成績一進一退の状態なりしが逐次其の効を奏し、大正十四年よりは原蟲保有率著減し、昭和三年には〇・四%の好成绩を挙げたるを以て昭和四年三月三十一日之を廢止するに至れり。

(五) 高雄 州

1 三塊厝

(一) 地勢 三塊厝は隣接せる大港を併せて「マラリア」防遏地域とし、高雄市に近接せる部落にして州廳を距る北方二十余丁、西に高雄川南に其の支流あり、土地平坦にして廣袤〇・八八方里、水田及び蔗園を以て圍繞せられ、所々に池沼ありて土地濕潤なり。

(二) 戸 口 戸數九五〇 人口四、一五八 (昭和五年十二月末調)

(三) 開始年月日 大正十一年三月一日

(四) 參項事項 防遏事務開始當時は月平均四・二〇%最も高率なる月は五・%以上の原蟲保有率を示しつゝありしが、中學校の設置と共に排水施設其他の衛生施設の充實と、一部市區改正の實施を見たる結果、漸次良好なる成績を挙げつゝあり。

2 岡山

(一) 地勢 岡山庄岡山は縦貫鐵道及縦貫道路に沿ひ臺南高雄間の中央に位する都邑にして郡役所の所在地として此の地方

- (一) に於ける商業の中心地たり。面積〇・〇四方里周囲は蔗園又は看天田に連れる平坦地にして、阿公店溪は部落の南西を廻流し雨期に至れば溪水屢々氾濫して住家の浸水二尺以上に及ぶこと珍らしからざりしが、本年阿公店溪下流を改變して排水を計りし爲浸水を見ざるに至りたり、所々に窪地ありて雨水の滞溜久しきに互る又西北端は竹林多く繁茂せり。
- (二) 戸 口 戸數六八一 人口三、四七九 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正十二年九月一日

3 五甲尾

- (一) 地勢 岡山庄五甲尾は岡山を距る北方二十七丁余字五甲尾及新庄を防遏地域とせり、土地平坦にして面積〇・一九三方里余周囲は水田又は蔗園を繞らし所々に凹地ありて雨水滞溜し、竹林多く繁茂したりしが昭和四年末より伐採を勵行し昔の俵を存せず。
- (二) 戸 口 戸數二七六 人口 一、三五七 (昭和元年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正十三年四月一日開始したるも豫算の關係上昭和二年三月三十一日限り廢止
- (四) 參考事項 昭和四年當時の派出所勤務警察官の勸説に依り、他の部落に率先して竹藪の伐採、豚舎及び塵芥溜堆肥場を造り掃除を勵行したる結果は模範清潔部落に一變せり。

4 挖子

- (一) 地勢 挖子は岡山庄の一部にして岡山を距る南北方一里餘、小崗山の山脚七小部落より成る農村にして面積〇・五二六方里、阿公店溪の上流は部落の南部を曲折し竹林又は雜木等の繁茂する箇所多く、土地概して濕潤にして蚊族の發生棲息に適す。
- (二) 戸 口 戸數二一四 人口一、〇一一 (昭和元年十二月末調)

- (三) 開始年月日 大正十三年四月一日開始 昭和二年三月三十一日限り經費の關係に依り廢止

5 大湖

- (一) 地勢 大湖は湖内庄の一部にして岡山を北方に距る二里餘、縦貫道路に沿ひたる南北に長き農村にして面積〇・二四方里餘蔗園を以て圍繞せられ、部落の東南方には竹木雜林の繁茂する箇所あり、土地概ね平坦なるも北方に傾斜し、雨期に至れば水溜を生ずる箇所尠からず。
- (二) 戸 口 戸數二五一 人口一、二四一 (昭和四年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正十二年九月一日開始 昭和五年三月三十一日廢止
- (四) 參考事項 部落内は大正十年以後排水溝を設けて雨水の排除を計りたるに、防遏方法開始以來住民の衛生思想の向上と、防遏所員の努力とに依り原蟲保有率著しく低下したるを以て廢止するに至れり。

6 竹漚

- (一) 地勢 竹漚は大湖の西南三十餘丁を距てたる湖内庄に屬する半農半漁の部落にして、西は内海に臨み面積〇・五四八方里、土地概ね平坦なるも西南に多少傾斜せり、北東南の三面は水田又は蔗園を以て繞らし、土地濕潤し所々に竹林又は窪地あり。
- (二) 戸 口 戸數三〇二 人口一、四一五 (昭和元年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正十三年四月一日開始 昭和二年三月三十一日限り經費の關係に依り廢止

7 一甲

- (一) 地勢 一甲は路竹庄の一部にして縦貫鐵道路竹驛の東北方十八町餘距る地點に在り、面積〇・二〇七方里、土地平坦なる農村部落にして所々に窪地及竹林多く土地濕潤蚊族の發生棲息に適す。

- (一) 戸 口 戸數二九六 人口一、六三二 (昭和元年十二月末調)
- (二) 開廢年月日 大正十二年九月一日開始 昭和二年三月三十一日限り經費の關係上廢止
- (三) 營後
- (一) 地勢 營後は縦貫鐵道大湖驛の東方十五丁餘、路竹庄下の一小農村部落にして面積〇・二四四方里、土地平坦にして周圍は蔗園及水田を以て圍繞せられ所々に竹林繁茂せり。
- (二) 戸 口 戸數三三三 人口一四七 (大正十三年十二月末調)
- (三) 開廢年月日 大正十二年九月一日開始 大正十四年三月三十一日限り廢止(原蟲保有率低下のため)
- 9 楠梓
- (一) 地勢 楠梓庄楠梓は縦貫道路に沿ひ高雄市を距る北方約三里十餘丁の地點に在り、小郡邑にして面積〇・二六八方里土地平坦にして部落の東端を楠梓溪貫流し而かも極めて緩流にして河底不整、瀝水箇所多く溪畔には竹木雜草繁茂し蚊族の發生棲息に適す。
- (二) 戸 口 戸數四三三 人口一、八一六 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開廢年月日 大正七年四月一日開始
- 10 鳳山
- (一) 地勢 鳳山街鳳山は郡役所及街役場の所在地にして高雄市を東方に距る約二里餘、高雄平野の中央に位し面積〇・二二六方里、一小市街を形成し同地方に於ける商業の中心地たり。周圍は水田及蔗園を以て圍繞せられ圳路亦街の内外を繞流し、東方に鳳山溪のり池沼多く竹林所々に繁茂し土地濕潤なり。
- (二) 戸 口 戸數一、九八三 人口 六、九〇八 (昭和五年十二月末調)

- (三) 開始年月日 明治四十四年八月五日
- (四) 參考事項 明治四十四年八月總督府直營事業として「マラリア」防退避事務を開始せられしが、大正二年防退規則の公布に依り臺南廳に移管、大正九年制度改正に依り高雄州に於て引繼ぎ經營しつゝあり。
- 街の東北裏に面積約三甲歩の凹地ありて蚊族の發生夥しく、鳳山に於ける「アノフェレス」蚊の發生地と認められ昭和四、五年度に於て埋立を斷行し又近く埤圳の整理を爲す計畫あり。
- 11 山子頂
- (一) 地勢 「マラリア」防退の施行地域は山子頂の一部にして鳳山街を距る東方約二十八丁餘の地點に位し、高雄平野の中央にして海軍無線電信所の所在地なり、面積〇・二一方里土地平坦にして附近は曹公埤圳縱横に通じ水田又は蔗園を以て圍繞せられ土地概して濕潤なり、竹林亦部落の内外に散在す。
- (二) 戸 口 戸數七九 人口三二〇 (昭和元年十二月末調)
- (三) 開廢年月日 大正八年三月開始 昭和二年三月三十一日廢止
- 12 大樹
- (一) 地勢 大樹は鐵道潮州線九曲堂驛を距る東北方四哩餘の地に在る農民部落にして面積〇・三一方里、北西に觀音山系の山脈を負ひ東南は下淡水溪に臨む、山脚地帯にして部落内は雜木竹林等鬱蒼として繁茂し、雨期山間より流出する雨水は所々に瀝溜し蚊族發生の源をなす。
- (二) 戸 口 戸數二二八 人口一、〇〇七 (昭和六年四月一日調)
- (三) 開始年月日 昭和六年四月一日
- 13 旗山

- (一) 地勢 旗山街旗山は郡役所及街役場の所在地にして屏東を距る北約七里餘、下淡水溪の上流たる楠梓仙溪の右岸、圓潭子溪の合流地點に在りて西に銀錠山あり其の山麓に位す。面積約二方里山脚地帯にして舊蕃薯寮支廳の置かれたる所なり、楠梓仙溪を隔てたる對岸に旗尾製糖工場あり郡下に於ける都邑にして商業の中心地たり、山紫水明の地なるも蔗園及芭蕉園を以て市街地を圍繞し旗山埤圳の開鑿後は土地濕潤し蚊族の發生多く「マラリア」の蔓延を見るに至れり。
- (二) 戸 口 戸數一、三三九 人口六、三四一 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正十二年十二月一日開始
- (四) 參考事項 旗山は從來州下に於ても健康地と稱せられ衛生状態佳良なりしが、大正十年旗山埤圳の完成と共に圳水は絶えず洩水し市街の所々に滯溜し「アノフェレス」蚊族の發生を容易ならしめ「マラリア」の蔓延源をなせりと云ふ。

14 圓潭子

- (一) 地勢 圓潭子は旗山街旗山を距る北方一里半餘の地、楠梓仙溪に臨める旗山盆地の一部にして面積一・二方里旗山埤圳は部内尾庄より起る、圓潭子溪は部落の西南より旗山境界を東に曲流し楠梓仙溪に入る。
- (二) 戸 口 戸數三六五 人口一、七五五 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正十三年四月一日開始

15 甲仙

- (一) 地勢 甲仙庄甲仙は旗山街の北方楠梓仙溪に沿ひて廻ること七里十餘丁、東に外英山の高峰を負ひ東南に廓寧山、西北に六命山あり、四面高峰に包まれたる盆地なり、面積〇・〇二八方里北より西方を繞る蕃仔寮溪は此の地方に至りて楠梓仙溪と稱す丘陵地帯にして雜木雜草繁茂せり。

- (二) 戸 口 戸數一七九 人口七七一 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正三年九月一日開始

16 溪州

- (一) 地勢 旗山街溪州は旗山の西南に隣接せる農村にして下淡水溪に臨み觀音山系の山岳丘陵北西より迫る、面積〇・二三二方里部落の周圍は水田蔗園にして竹林亦非常に多し土地濕潤にして蚊族發生に適す。
- (二) 戸 口 戸數八七八 人口四、八九八 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開始年月日 昭和五年四月九日開始

17 屏東

- (一) 地勢 屏東は郡役所の所在地にして高雄市を距る東方十五哩餘の地に在り、屏東平野の中央に位し面積一・二四方里平坦なる市街地にして下淡水溪以東に於ける商業の中心地なり、又製糖事業盛にして街の周圍に蔗園多く郊外には水田亦多し、街の東南部を蕃仔埔溪繞流し、蚊族發生の好適地たる濕潤地尠なからず。

- (二) 戸 口 戸數六六二 人口三、九二七 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開始年月日 明治四十四年五月開始
- (四) 參考事項 明治四十四年五月總督府直營事業として「マラリア」防遏事務を開始せられしが、大正二年四月以來阿緞廳に於て之に當り、大正九年九月制度改正と共に州に於て引續き經營しつゝあり。

18 頭前溪

- (一) 地勢 頭前溪は屏東街の一部にして屏東市街の西方に隣接し農民部落より成る、屏東平野の中央に位し西下淡水溪に臨む面積〇・三七二方里平坦なる地にして周圍は水田及甘蔗畑多く殊に濕潤地多きは「マラリア」防遏上遺憾とする所

なり。

- (二) 戸 口 戸數三一五 人口一、五四五 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開始年月日 昭和二年四月一日

19 歸來

- (一) 地勢 歸來は屏東街の一部にして高雄市を距る東十五哩餘の地に在り、屏東平野の中央に位し面積〇・三七二方里平坦なる地にして屏東と境する所に蕃仔埔溪あり其の附近に多くの濕潤地あり又百五十餘坪の池沼あり、此の地は臺灣製糖株式會社阿緞工場の所在地にして部落を繞すに甘蔗園を以てし水田亦其間に介在し竹林所々に點在せり。

- (二) 戸 口 戸數二七五 人口二、二九〇 (昭和元年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正元年四月一日開始 昭和二年三月三十一日廢止

20 崇蘭

- (一) 地勢 崇蘭は屏東街の一部にして市街地の西北二十餘丁の地に位し屏東平野の中央に在り、面積一・二四方里土地概ね平坦にして水田蔗園を以て之を圍み埤圳路縱横に交錯し土地一般に濕潤し蚊族の發生に適し部落内には竹林多し。

- (二) 戸 口 戸數三九五 人口一、九七九

- (三) 開始年月日 昭和二年十月一日開始

- (四) 參考事項 部落の西南程近き地に飛行第八聯隊あり。

21 里港

- (一) 地勢 里港庄里港は屏東を距る北方三里屏東平野の北部にあり、西に下淡水溪北に之れが支流たる二重溪に臨み、周圍は水田にして竹林多く灌溉用水路は縱横に貫き加ふるに低地にて部内は濕潤し湧水の箇所あり共に蚊族の發生棲息の源をなす。

息の源をなす。

- (二) 戸 口 戸數六七八 人口三、〇三六 (大正八年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正五年十一月十四日開始 大正九年三月三十一日廢止

- (四) 參考事項 此地は大正七八年圍繞せる水田を悉く蔗園に改耕したる爲著しく原蟲保有率を減じたるを以て、大正九年三月三十一日限り廢止せられしが、現今は再び蔗園を水田に復したるにより「マラリア」の罹患増加せりと謂ふ。

22 六龜

- (一) 地勢 六龜は屏東を巨る北東十一里餘、下淡水溪の上流荖濃溪の右岸にして面積約〇・八方里東西北の三面は蜿蜒たる高峯峻嶺を以て繞らし、地層高き山脚の平坦なる域に部落を構成す、所謂六龜蕃地の門戸にして庄役場、警察分室の所在地なり、荖濃溪及三面に聳ゆる山林は「アノフェレス」蚊族の發生棲息に適す。

- (二) 戸 口 戸數三六〇 人口一、六五五 (昭和五年十二月末調)
- (三) 開始年月日 大正六年九月一日

- (四) 參考事項 古來「マラリア」患者稀なりしが大正元年より大正六年に至る間、發電所工事の爲數千の労働者各地より入り込たる爲病毒を侵入せしむるに至れりと云ふ。

23 土壠灣

- (一) 地勢 土壠灣は三面蜿蜒たる高峯峻嶺を以て圍繞せられ荖濃溪を隔て六龜と相對す、面積約一方里地層高く山脚地帯に點在する部落より成る、灌溉の便なき看天田部落の周圍にあり。

- (二) 戸 口 戸數一六九 人口八三三 (昭和五年十二月末調)

- (三) 開始年月日 大正八年九月一日
- (四) 参考事項 古來「マラリア」患者稀なりしが大正元年より大正六年に至る發電所工事の爲數千人の勞働者入り込みたる結果病毒傳播し「マラリア」の猖獗を極むるに至れりと云ふ。

24 潮州

- (一) 地勢 潮州庄潮州は庄の中央に在り屏東平野の南部に位し面積〇・〇八方里郡役所の所在地にして市街を形成し同地方に於ける交通及商業の中心地たり、潮州溪は部落の東南を西流し周圍は總て水田を以て繞らし水溝四通し土地概して低く排水充分ならず、附近に點在する部落は竹林雜木繁茂し加之官線私線の鐵道線路の兩側に在る凹地は常に雨水停溜して水草茂り蚊族發生の源を爲す。

(二) 戸 口 戸數八九〇 人口四、一三六 (昭和五年十二月末調)

(三) 開始年月日 大正三年九月一日

- (四) 参考事項 潮州に於ては昭和四年六月「マラリア」防遏組合を組織し地域内住民を以て組合員とし、服藥治療の奨励及蚊帳蚊取粉の使用地物整理等に對し自發的「マラリア」防遏に盡力しつゝあり。

25 枋寮

- (一) 地勢 枋寮庄枋寮は屏東平野の南に竭きんとする所、潮州を距る南五里餘の地に在りて西は海に臨み北に枋寮溪あり東南は水田を以て繞らす面積〇・五〇方里にして土地非常に低く、部落の中央部に樹技狀を成せと大なる水溜あり其の面積約七千坪に及ぶ、其附近に二百五十余坪に上る湿地あり、又部内に竹林雜草繁茂し加ふるに前配の水溜等は孰れも「アノフェレス」蚊族の發生源を爲す。

(二) 戸 口 戸數六九六 人口三、七九二 (大正五年十二月末調)

26 溪州

- (一) 地勢 溪州は林邊庄の一部にして屏東平野の南部鐵道潮州線の終點にして土地平坦なり、部落の周圍は水田及蔗園を以てす、面積〇・二〇五方里余部落の北を流る、溪州溪其の他所々に散在する水溜、竹林亦尠からず蚊族發生棲息に適す。

(二) 戸 口 戸數五六五 人口二、六四二 (昭和五年十二月末調)

(三) 開始年月日 大正十二年二月一日開始

27 萬丹

- (一) 地勢 萬丹庄萬丹は屏東平野の中央に位し屏東を距る南二里餘の地にして西に下淡水溪、東に隘寮溪を控へ面積〇・三六五方里土地平坦にして部落の周圍は水田多く屏東埤圳萬丹埤圳附近を繞り又數箇所の小池は廣き竹林と共に蚊族發生の源をなす。

(二) 戸 口 戸數六七〇 人口三、七八八 (昭和五年十二月末調)

(三) 開始年月日 大正六年十月一日開始

28 四重溪

- (一) 地勢 四重溪は恒春郡の北、車城の東方山麓に位し有名なる四重溪温泉の所在地にして面積約一方里北に加芝來山、女仍山重疊し南方五重溪と相對す、番山に源を發せる外加芝來溪及四重溪々は部内を繞流す。

(二) 山嶽重疊溪谷多く山岳地は樹林繁く加之温泉湧出地附近は常に濕潤し蚊族の發生棲息の源をなす。

(二) 戸 口 戸數一二三 人口六六九 (昭和五年十二月末調)

(三) 開始年月日 大正十三年四月一日開始

(六) 臺 東 廳

1 臺東街臺東

(一) 地勢 卑南平野の東端に位する平坦なる地域にして東南の一帶は直に海に面し北方は約七町にして卑南溪に達す、西方一帶は廣漠たる所謂卑南平野にして三里餘にして中央山脈の分脈たる呂家射馬干等の山麓に達す、南西は海岸線に併行して大武街道路其の間を貫き土地平坦にして耕地拓け二里餘にして呂家溪に達す。

街の西端に稍々南に走る卑南山の小丘陵在り、恰も山を負ひ東面して海に臨みたる形に在り、西方及南部の一部は卑南川の灌漑に依り水田を圍らし北方は大部分畑地とす、土質は一般砂礫にして能く乾燥するも街内凹凸多く随つて汚水停滞し勝ちなるのみならず處々に湧水地あり、本地域に於ける「マラリア」は主として之等停滞水に原因するものにして鋭意下水の延長、地物の整理、排水施設等の完備を期しつゝあり。

(二) 戸 口 大正六年「マラリア」防遏施行當時は戸數僅に八百八十戸、人口三千三百餘人に過ぎざりしが年々増加し現在に於ては戸數一千五百八十八戸、人口六千八百八十六人を算するに至れり、其の種族別内譯左の如し。

種 別	内地人	本島人	蕃人	支那人	朝鮮人	計
戸 數	五三〇	七二八	二二二	一一八	一	一、五八八
人 口	一、七七一	二、八八五	一、〇二八	四八四	一八	六、一八六

(三) 開始年月日 大正六年九月一日より施行し翌七年四月一日より旭村の一部を加へたるも更に十一年三月三十一日限

り旭村を削り現在に及べり。

2 臺東街馬蘭

(一) 地勢 卑南平野の東北に位し臺東街の西北約十町の地點に在る、アミ族の一大集團部落なり。土地平坦にして廣潤なり、周圍は悉く卑南川の灌漑に依る水田を圍らし北方は八町餘にして卑南溪に達す、西方五町乃至六町の地點を大巴六九溪の支流南に向つて通ずるも乾濕共に卑南川と同一状態に在り、本部落は地下水極めて深く土地乾燥し居るも春秋二期は灌漑用として卑南川を取入れの關係上至る處濕地と化し降雨期には除水氾濫し屢々社内に侵入する等、年中を通じて約三分の二は「アノフェレス」蚊族發生の適所となる處少からず、加之部落の面積甚だ廣漠にして約三十五甲を算し爲めに埤圳を引き入れ、宅地の一部を水田と化するものある等防遏上甚だ遺憾とする處なり、依之周圍に排水溝を開鑿し部落の濕潤化を防ぐ可く目下計畫中に在り。

(二) 戸 口 目下戸數三百四十戸、人口二千七百六十六人にして防遏施行開始當時と大差なく、居住者の大部分はアミ族とす。

(三) 開始年月日 大正十三年五月より開始し昭和四年三月末日を以て一度廢止し、越て同五年四月より再び防遏を施行し現在に及べり。

3 卑南區卑南

(一) 地勢 臺東街の西北方一里の地點に在るピユマ族部落とす、部落は埤圳を境とし南北兩部落に分れたる形に在り、土地一帶に平坦にして北東より來る卑南川部落の中央を南西に貫き、更に南流するを以て南方部落は半ば埤圳に包まれたる形を爲す、土地一般に乾燥地帯なるも春秋二季の灌漑期は埤圳に依る泥土侵入の結果耕地面は年と共に高きを加へ部落は却て低地に在る状態なり、灌漑期は常に濕潤勝ちなるを以て、衛生上の見地より昭和四年六月之が移轉を企て

現在位置の西北方約六町の地點なる土名サヌサン小丘の南麓に東南に面し區劃整理を爲し目下移轉中に屬す、新移轉地は北西山を負ひ南西に緩傾斜を爲したる乾燥地帯なり。

- (二) 戸 口 戸數百三十九戸人口千三十二名を有し住民の大部分はビュマ族とす。
- (三) 開始年月日 大正十三年五月防遏を開始し現在に至る。

4 卑南區北絲園

(一) 地勢 本部落は北絲園溪の右岸に沿ひたる中央山脈の分脈たる北絲園山脈の山麓に東面して居住するビュマ部落とす、而して東方は僅に四町にして土名カエタ山なる丘陵に相對し北方は右兩山陵に圍まれ僅に一條の通路に依り里墻方面に通ずるのみ從て西、北、東の三方は全く山に圍繞せられたる所謂山懷の狹長なる部落にして僅に南方に限り稍々緩傾斜を爲して拓け居れり、土地高燥なるも東方カエタ山麓の一帶は所々に湧水在り、土地濕潤し水田は概ね此の山脚に點在するのみ、南方は耕地克く拓け居るも悉く畑地にして遙に卑南平野の北部に隣接す、本部落は元北絲園、ビクタライ、プヌ、ダングナオ、イナバの五部落に分れ、山脚湧水地帯に點在居住せしを以て「マラリア」防遏の見地より昭和二年九月現在の位置に移轉せしめたり。

- (二) 戸 口 現在戸數二百三十戸人口千三十一人にして甚だしき増減なく住民は大部分ビュマ族とす。
- (三) 開始年月日 大正十三年防遏を開始し現在に及べり。

5 卑南區知本

(一) 地勢 卑南平野の南西端の一部を占むるビュマ部落にして知本溪の左岸に在り、東南一帶は半里餘にして海を臨み北東は二十町にして呂家溪に達す、隨て冬季に於ては往々呂家溪の砂塵を蒙ることあり、西方一帶は約一里にして中央山脈の分脈たる射馬干山麓に達す土地一般に平坦にして部落の西方約十五町の地點を南方より北方に貫く知本川の灌

溉に依り水利年と共に拓け現今にては東北の一部を除くの外周圍悉く水田を圍らせり、土地一般に乾燥地帯なるも周圍に小圳路溝渠多く爲めに灌漑季に當りては隨所に滞溜地を成し「アノフェレス」蚊族の發生地と化するものあり。

- (二) 戸 口 本部落は戸數百八十三戸人口千百十九人を有するビュマ部落なるも土地の開拓に伴ひ漸次本島人の移住する傾向あり。
- (三) 開始年月日 大正十三年五月防遏を開始し現在に及べり

6 臺東街加路蘭

(一) 地勢 臺東街の北東約一里半の地點に在るアミ族部落とす海岸山脈の最南端たる加路蘭山麓の南に在り、土地著しく東南に傾斜し東方は直ちに海に接し西北の一帶は海岸山脈の丘陵に限られ、南方は土名チウリヤンなる小溪流部落の傍を西方より東方に流る、猶ほ二十餘町にして卑南溪の左岸に達す、本部落は海邊の丘陵地帯にして平坦地乏しく、水田は加路蘭山麓の湧水を利用し西北方五町乃至十町の地點に僅に點在するのみ、而して本部落の「マラリア」は多く之等の湧水及部落の傍にある土名「チウリヤン」の小溪流に原因するものとす。

- (二) 戸 口 戸數四十四戸人口三百六十五人のアミ族集團部落なり。
- (三) 開始年月日 大正十三年五月防遏を施行し現在に至る。

7 都變區都變

(一) 地勢 海岸山脈の南部主峯たる都變山下の東部山脚に位し土地著しく東方に傾斜し、東南方は五町乃至八町にして海に接する狹長なる地域なり。住民はアミ族の集團部落にして北端に「カナソノ」溪あり、之が支流は稍々西南より北方に向つて流れ從て南、西、北の三方は溪を以て圍繞せられたる形に在り、本部落は元南北兩部落に分れ南部落は其の南端を流る「コンコアン」溪に圍繞せられたる關係上マラリア状態不良なるを以て、昭和二年北方部落に移轉併合せしめた

るものなり。

部落の西方一帯の山脚及南方海岸に面する地點は水利乏しく、乾燥せる原野にして水田は僅にカナツノア溪の支流を狭み西北部に十餘甲を有するのみ、部落と海岸との東方一帯は畑地なり、之を要するに本地域は乾燥せる傾斜地帯にして「マラリア」の原因は主として北端に在るカナツノア溪に基因するものとす。

- (二) 戸 口 戸數百二十二戸人口一千百九十五人を有する北部海岸方面に於ける一大アミ族の集團部落なり。
- (三) 開始年月日 大正十三年六月防遏を開始し現在に至る。

8 都鑿區大馬武窟

- (一) 地勢 本部落の地勢も略ぼ都鑿と同一にして海岸山脈の東部山麓に位する狭長なる地域にして、馬武窟溪の直ちに海に接する地點の右岸に在り、土地一般に東方に向けて著しく傾斜し東南方の一帯は海に面す、北方は馬武窟溪に依り限られ西方は直ちに峻峻なる海岸山脈に接す、南西の一部僅かに拓け部落と十町を隔てたるチロン溪との間は概ね水田なり、部落の中央を新港道路南西より北東に通じ交通頻繁なり。

- (二) 戸 口 戸數九十一戸人口八百七十二人住民は概ね「アミ」種族なり。

- (三) 開始年月日 大正十三年六月防遏を開始し現在に至る。

9 新港區新港

- (一) 地勢 本部落は地勢上市街及蕃社の兩地域に分れ、市街地は大正九年地方制度改正の結果支廳設置せられ新に形成したる内地人本島人雜居の小商業地にして、蕃社は古より「マララツ社」と稱し「バナニトン」溪の右岸高臺にある「アミ」族の集團部落なり。

新市街地は東南方一帯は僅かに二町餘にして海に接し東北方は約五町にして「バナニトン」溪に達す、北西の一帯は五

六十尺の小臺地に圍まれたる平坦地なり土地一般に低濕、地下水甚だ淺く所々に湧水地あり、數年來排水溝の開鑿並に下水の完備を期しつゝあるも未だ完璧と云ひ難し。

蕃社は新市街地の北西方高臺にあり海岸山脈に源を發したる「バナニトン」溪の右岸に位置し、溪に浴び北方より稍々東に傾き約八町に亘りて狭長に集團す、新市街地と同じく濕地にして部落の西南方一帯は水田なり、部落の北西一帯は五十尺乃至六十尺の斷崖にして「バナニトン」溪あり、平素は水量甚だ多からざるも降雨の季には往々交通の杜絶することあり、常に「アノフェレス」蚊族の淵藪地なり。

東南方新市街地との中間に又十餘甲の水田あり、本部落は一般に濕地帯にして降雨期には部落とバナニトン溪の斷崖地帯所々に湧水を見ること少なからず。

- (二) 戸 口 市街地戸數二百十二戸人口九百十人にして大部分内地人本島人なり、蕃社戸數八十戸人口千百十四人にして住民は殆どアミ種族とす。

- (三) 開始年月日 大正八年四月一日開始し現在に至る。

10 成廣澳區成廣澳

- (一) 地勢 新港以北に通ずる沿道に沿ひたる本島人部落なり、部落の南端を成廣澳灣に注ぐ微沙鹿溪を以て南は微沙鹿に隣し西方は約五町にして海岸山脈に連り東方は僅々三十餘間にして海に面する海邊の部落なり、土地甚だ傾斜にして排水佳良なるも地下水甚だ淺く部落に沿ひたる西方一帯の地域並に東方部落と海岸との地域に湧水箇所在り、本部落に於ける「マラリア」は多く此の湧水に基因するものにして衛生上の見地より甚だ寒心の状態に在り、北方は廣瀾にして水田拓け約十五町にして石雨傘に隣す西方山麓亦漸次水田の擴張せらるゝ傾向あり、之を要するに本部落は南方溪に限られ東北は悉く水田を圍らし東南海に臨みたる山脚は湧水地帯の本島人部落と云ふを得べし。

- (二) 戸 口 戸數七十戸人口三百四十一人を有する本島人部落なり。
- (三) 開始年月日 大正八年四月一日開始現在に至る。

11 加走灣區加走灣

(一) 地勢 本部落は頭、中、尾の三部落に分れ普通に所謂加走灣とは尾を指稱するものにして、尾の西方八町餘の地點水田中に中社あり、更に西十町の地點海岸山脈の山脚に頭社あり、地勢は北部海岸地方に於ける唯一の加走灣平野の東南端に在り、東南一帯は二百尺乃至三百尺の斷崖を以て海に面し西北方は約一里餘にして海岸山脈の東部山麓に達す、土地の廣漠と灌漑の利便とは周圍悉く水田にして其の數六百餘甲に達す、部落の東南方及北西の一部に小丘陵起伏し又北端及南端を西より東に注ぐ小溪流あり、土地一帯に高臺なるも地下水淺く濕潤地にして西北方耕地中には往々湧水箇所少からず。

- (二) 戸 口 戸數百六十三戸人口八百八十一人を算し住民は大部分本島人なるも尾は支那系本島人に屬し中、頭は大部分熟蕃にして平埔系本島人に屬す。
- (三) 開始年月日 大正八年四月一日防遏を施行し現在に至る。

12 鹿野區鹿野

(一) 地勢 卑南主山に源を發し東流する北系闊溪と卑南溪の合流する地點の左岸約三百尺の高地に在る臺地にして、土地高濶約四百七十餘甲の平坦地なり、土地粘土質にして乾燥甚しく部落は此の臺地の中央を占め、周圍悉く畑地にして水利皆無なり、西北方は十町乃至十五町にして卑南主山の支脈たる山麓に達す。

- (二) 戸 口 現在戸數百戸人口百七十九人にして住民は大部分内地人にして臺東製糖會社の移民に係るも年々減少の傾向あり。

13 (三) 開始年月日 大正七年四月防遏を施行し現在に至る。
 里壠區里壠

(一) 地勢 中央平野の里壠盆地に在る唯一の小商工業地にして南方一里にして月野村に隣し、北方亦一里にして徳高班に達す、土地甚だしく低濕にして北東南の三方は悉く水田にして湧水地至る處に在り、西方は五町乃至八町にて里壠山麓に達す、此の間僅に畑地を有するのみ東方は半里にして新武路溪に達し、南方十五町の地點に中央山脈に源を發し東流するカムテン溪あり、本部落の「マラリア」は悉く周圍の湧水地に基因するものとす。

- (二) 戸 口 戸數三百九十一戸人口千百十三人にして年々増加の傾向より内譯左の如し。

種 別	内 地 人	本 島 人	蕃 人	支 那 人
戸 數	八四	一七六	一一四	一七
人 口	三〇五	七八五	五七九	七三

(三) 開始年月日 大正六年四月より防遏を施行し現在に至る。
 14 里壠區徳高班

(一) 地勢 里壠の北方一里の地點に在るアミ族部落にして地勢は略ぼ里壠と同一なり、土地低濕にして里壠との中間南方五六町の地點は湧水殊に多し、部落内は溝渠多く徳高班別は部落の西端を北より南に通ずる關係上灌漑期には一層濕潤と化するを以て、現位置の東方約八町の地點たる新武路溪岸の乾燥地に移轉せしむべく目下計畫中に屬す。

- (二) 戸 口 現在戸數八十五戸人口七百二十人にして住民は大部分アミ種族とす
- (三) 開始年月日 大正十三年四月防遏施行し現在に至る。

15 新開園區新開園

- (一) 地勢 東方及南方一帯は臺地となり一里餘にして峻峻なる海岸山脈の陵線に連る、從て部落は西方に著しく傾斜する山脚地帯なり、北方及南方の山脚一帯は畑地にして西及西北は悉く水田に圍まる、北方は八町の地點に大坡池あり東方の丘陵臺地は概して濕地にして所々に小溪谷あり、之等の湧水を集め部落の北端を大坡池に注ぐ、新開園溪は平素水量極めて少し、之を要するに本部落の地勢は東南に山を負ひ西北方に著しく傾斜せる山脚の濕潤地帯と云ふべし。
- (二) 戸 口 戸數九十八戸人口四百三十人にして其の大部分は本島人なり。
- (三) 開始年月日 大正八年六月一日より開始し現在に至る。

16 太麻里區太麻里

- (一) 地勢 臺東街の西六里の地點に在り、南部大武方面に通ずる交通の中繼所に當り、住民は唯一の平地居住者たる「パイワン」族とす、地勢は西方山を負ひ東方六町餘にして海に面する傾斜帯にして土地一般に乾燥せり、南方十町にして太麻里溪の左岸に達し東方は海岸と部落との中間に南北に狭長なる水田を有し西北方一帯は畑地とす、部落の西方山麓に湧水一箇所あり附近稍々濕潤なりしも大正十二年簡易水道の布設以來悉く乾燥地と化せり。
- (二) 戸 口 戸數百二十四戸人口六百九十五人を有し住民の大部分はパイワン族なり。
- (三) 開始年月日 大正八年六月一日施行現在に至る。

17 大武區大武

- (一) 地勢 大武溪の右岸に在る海邊の小部落なり、西方は直ちに中央山脈の分脈たる丘陵にして北方は大武溪に限られ東南は海に接する狭少なる傾斜地にして土地甚だ乾燥せり。
- (二) 戸 口 住民は内地人本島人蕃人の雜居部落にして戸數百二十一戸人口四百八十二人を有す。

- (三) 開始年月日 大正七年四月一日防遏を施行し現在に至る。

(七) 花 蓮 港 廳

1 花蓮港

- (一) 地勢 花蓮港街花蓮港は花崗山の丘陵あるの外土地概して平坦にして乾燥するも稻住、福住方面は濕潤地多く不健康地なりしが、銳意地物整地の結果現在には上下水道完備し比較的乾燥地となれり、河川は東方に米崙溪、南方に紅毛溪のり何れも市街に隣接し水量尠し、面積約〇・一七三方里にして地目は大部分住宅地なり、當地域内の「マラリア」防遏上採血及服藥施行は明治四十四年より實施せられ、當時本病の蔓延頗る濃厚にして檢血人員に對する原蟲保有者率は三・六六%を示せり、然るに衛生施設の完備と職員の努力並に個人衛生思想の普及向上と相俟つて逐年良好なる實績を示したるに依り、左記の通り採血服藥地域の縮少を計り殘部の防遏徹底を期しつゝあり、現在には郊外たる舊新港街にのみ施行し居れり。

- (二) 戸 口

年 度	年度末總人口	年度末被檢血總人口	採 血 免 除 區 域
大正十五年三月末現在	六、四七〇	五、一九〇	黑金通、朝日通、新城通、常盤通、彌生通、高砂通、連雀通、筑紫橋通
昭和二年三月末現在	三、八五七	三、一〇八	稻住本通の一部
昭和三年三月末現在	三、五四五	二、五三六	鐵道線路以南の鐵道部官舎及稻住の一部
昭和四年三月末現在	三、一四一	二、二九四	北濱
昭和五年三月末現在	二、八二八	二、二〇六	稻住及福住の一部

昭和六年三月末現在

一、五九二

一、一六九

稻住及福住の殘部全部

(三) 開始年月日 明治四十四年四月一日

2 花蓮港街米崙

(一) 地勢 米崙は米崙溪を隔て花蓮港に隣接し米崙山竝に全地域丘陵帯にして土地一帯に乾燥し面積凡そ〇・七八二方里あり、其の大部分は原野にして中央部海岸に面する凹部に太份池あり、住家は米崙山脚海邊又は太份池附近に散在す、「マラリア」採血及服薬は大正十四年より土名琉球部落(沖繩縣人漁民部落)に施行す、同所は本病の蔓延濃厚の地にして検血人員に對する原蟲保有者率は六・一%なり、其後月二回採血等の方法により防遏に努めつゝある結果漸次良好なる成績を擧げつゝありと雖も、未だ他地方に比較せば良好なる成績に非らず、昭和六年度より花蓮港市街隣接地の一部を採血服薬施行地に編入せり。

(二) 戸 口 昭和六年六月採血服薬施行地内人口三七二人

(三) 開始年月日 大正十四年四月一日

3 平野區平野村

(一) 地勢 平野村は花蓮港街米崙に隣接せる平地にして面積約〇・五八二方里、其の大部分は原野なり土地一帯に乾燥し水田濕地等なく、飲料水にも不自由する状態にして随つて蚊族の發生尠く、住家は大部分北部に集團す。

昭和四年十一月一日より「マラリア」採血及服薬施行せるも成績極めて良好にして、検血人員百に對する原蟲保有者率は各年度中僅か二・三%の原蟲保有者を見るのみなるに依り、昭和六年度より之を廢止す。

(二) 戸 口 廢止當時の區域内戸數五八戸 人口二五五人、

(三) 開始年月日 昭和四年十一月一日 廢止年月日 昭和六年三月三十一日

4 平野區加禮宛

(一) 地勢 加禮宛は平野村に隣接せる平地にして面積約〇・二七五方里、住家は概ね米崙溪支流(スビキ溪)以東に集團し土地乾燥し好適の住宅地なり、右スビキ溪以西は殆んど水田とす。

昭和四年十一月より「マラリア」防遏採血服薬施行せるも成績比較的良好にして、當初年度検血人員百に對する原蟲保有者率二・〇%ありしも漸次良好なる成績を得つゝあり。

(二) 戸 口 戸數八五 人口三七五

(三) 開始年月日 昭和四年八月一日

5 平野區十六股

(一) 地勢 十六股は地勢平坦にして面積約〇・二五一方里、住家は其の中央に集團し周圍には水田池沼多く、一般住宅地も濕潤にして随て蚊族發生箇所多く不健康地なり、當地域内の「マラリア」防遏上採血服薬は昭和五年六月より實施したるが當時検血人員に對する原蟲保有者率は一・四三%ありたるも、漸次良好なる成績を得つゝあり。

(二) 戸 口 昭和六年末現在戸數一〇〇 人口四七七

(三) 開始年月日 昭和五年六月一日

6 平野區歸化

(一) 地勢 歸化は地勢稍高地にして地質砂礫地面積約〇・二七七方里あり住家は殆んど一部落に集團し居れり、東南は米崙溪支流西南方は原野及畑、北方に湧水箇所あり居住者は大部分アマミ族蕃人なり、「マラリア」防遏上採血服薬施行は昭

和五年六月より施行し當時検血人員百に對する原蟲保有者百分比は一・四三%なり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在戸數九六 人口四五三

(三) 開始年月日 昭和五年六月一日

7 平野區軍威

(一) 地勢 軍威は地勢平坦面積〇・一一五方里あり東南方は米崙溪流を隔て花蓮港に隣接し、住家は二ヶ所に集團し居れり。四圍水田にて濕地多く尙灌溉水路等あり、蚊族の發生多き地域なり、「マラリア」防遏採血服薬は昭和五年六月より施行す、當時検血人員百に對する原蟲保有者率は一・三二%なり。

(二) 戸 口 現在戸數 六五戸人口三八〇あり (昭和六年六月末)

(三) 開始年月日 昭和五年六月一日

8 平野區荳蘭

(一) 地勢 荳蘭は地勢平坦にして北東方に紅毛溪あり面積〇・二九九方里大部分は水田とす、住家は集團し主としてアミ族蕃人居住す、湧出水は部落の西方水田中に面積約六百坪ありと雖も水量多からず、住宅地域も地下水淺く地下五、六尺掘鑿せば多量の地下水あり、當地域は大正十年四月「マラリア」防遏上採血服薬を施行す、當時検血人員對原蟲保有者百分比は二・六九%を示せり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在戸數三〇八 人口一、六五一あり。

(三) 開始年月日 大正十年四月一日

9 平野區薄々

(一) 地勢 薄々は地勢平坦にして花蓮港街及荳蘭に隣接し面積一・六二九方里、其の中央部を紅毛溪貫流す地目は大部分

水田にして濕潤地多く住家は集團し主としてアミ族蕃人居住す、部落の南東方に面積約一、五〇〇坪の湧出地ありて水量多し、部落地域も一帯に地下水淺し、當地域は大正十年「マラリア」防遏上採血及服薬を施行す、當時検血人員對マラリア原蟲保有者百分比六・〇一を示せり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在戸數四一四 人口一、八三八なり。

(三) 開始年月日 大正十年四月一日

10 平野區里漏

(一) 地勢 里漏は地勢平坦荳蘭及花蓮港街に隣接し(東北方)南方は海に面す面積〇・二三四方里、部落概ね集團しアミ族蕃人大部分とす、部落の北東を紅毛溪貫流す、地目は大部分水田とす、當地域は大正十年四月より「マラリア」防遏上採血及服薬を施行す、當時検血人員對原蟲保有者百分比は二・六九%を示せり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在戸數一九八 人口六八九なり。

(三) 開始年月日 大正十年四月一日

11 壽區賀田村(一部施行地)

(一) 地勢 花蓮港廳より約三里十八町を距り面積凡そ一・一八方里、地勢平坦地目は主として原野及畑地なり、全地域乾燥し水溜池又は濕潤地なきも甘蔗作畑に灌溉する際は所々に水溜を生じ蚊族の發生夥し、當地域は昭和四年六月一日より賀田驛附近に「マラリア」防遏上一部採血服薬を施行せるも其の患者及原蟲保有者夥しく、當時検血人員對原蟲保有者百分比四・三五%を示し昭和五年は二・六八%を示し、廳下に於て最も不良なる地域なり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在戸數九四 人口二七九なり。

(三) 開始年月日 昭和四年六月一日

12 吉野區吉野村

(一) 地勢 吉野村は地勢平坦にして東方は平野區豊蘭に接し西は七脚川山に南は木瓜溪を隔て壽區賀田村に隣接し、面積二方里地目は水田五五〇甲歩畑地三百甲歩河川なきも埤路縱横に通ず、比較的乾燥地なり住民の大部分は内地人移民にして農業に従事す、當地域の「マラリア」防遏施行は大正六年八月より施行す、當時檢血人員對原蟲保有者率は二・八七%を示せり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在戸數五二七 人口二、四一五

(三) 開始年月日 大正六年八月一日

13 壽區壽村

(一) 地勢 花蓮港廳より距離約四里二十六町あり面積凡そ一・五五方里、地勢平坦にして濕潤地なり地域内は主として畑多く鹽糖會社工場所在地にして甘蔗栽培のため灌漑用埤圳多く従つて蚊族の發生多し、東南方に花蓮港あり、附近地下三四尺にして地下水多し、當施行地は大正元年四月より採血及服藥を施行す當時檢血人員に對する原蟲保有者率一・六三%を示せり、其後防遏督勵の結果漸次良好なる成績を得、昭和四年四月より壽鹽糖會社工場及同社宅居住者約三百五十名は採血及服藥を廢止せり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在採血及服藥施行地域内戸數四二五 人口一、五四四

(三) 開始年月日 大正元年四月一日

14 壽區豐田村

(一) 地勢 花蓮港廳を距る五里三十四町にして壽及び溪口(豐田村の一部)に界し東西凡そ一里十八町南北凡そ二里餘あり東南は花蓮港溪を隔て海岸山脈に連り全地域の十中八九は畑地にして住民は殆んど内地移民者とす、地域は比較的乾

燥地にして湧出水少し、當地域は大正七年四月一日より「マラリア」防遏を施行す、當時檢血人員對原蟲保有者百分比は二・八六%を示せり、其後銳意防遏に努め漸次好成绩を得つゝあり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在戸數二八六 人口一、二一八なり。

(三) 開始年月日 大正七年四月一日

15 豐田村溪口

(一) 地勢 花蓮港廳より約六里十七町を距り西部は山脈重疊し其他は高燥なる平地にして小地域の水田を除く外は畑地、及原野なり、南部花蓮港支流チャカン溪より平地中央に埤圳あるも水溜地及濕潤地なし、當地域は昭和四年六月一日より「マラリア」防遏上採血及服藥を施行す、當時檢血人員對原蟲保有者百分比は二・九五%を示せり。

(二) 戸 口 昭和六年六月末現在戸數一三五 人口五五二其の居住者大部分はアミ族蕃人とす。

(三) 開始年月日 昭和四年六月一日

16 鳳林支廳平林

(一) 地勢 面積〇・〇二方里余にして海拔五百尺地勢概ね丘陵にして馬里勿社山西方に連り、東はチャカン溪を以て溪口に接し平地はチャカン溪及西方北清水溪の兩溪流域に沿ひて南東に向け急傾斜す、河川は北にチャカン溪西に北清水溪あり施行地域内は一帯高地にして湧水地濕地なく、畑地は大部を占め所々に原野あり。

(二) 戸 口 戸數二〇七 人口九二八

(三) 開始年月日 昭和五年五月一日

17 鳳林支廳林田

(一) 地勢 林田「マラリア」防遏施行地は西に中央山脈東は海岸山脈に挟まれたる平野にして面積七・九平方軒あり花蓮溪

の左岸に位置す、元原野なりしを大正三年より開拓せり、内地人移民部落にして北より南に三ヶ所の集團部落よりなり、地質は土砂にして一般に乾燥地なり、部落より海岸山脈山麓に二・五軒中央山脈山麓に二軒花蓮溪流水地敷迄二軒あり、施行地を横断する小溪流あるも雨期のみ流水し平常河原となる、灌漑用埤圳は部落より五軒南西の地點花蓮溪の支流萬里橋溪より取入れ部落内及水田地を縦横に通せしむ、各部落共一方は畑地一方は水田にして湧水池、濕潤地は雨期を除く外一般に乾燥地帯なり。

(二) 戸 口 大正七年四月施行當時戸口一八〇戸七百八人ありしも現在戸數一五三戸人口六九〇人あり、殆んど内地人にして約二十人の本島人あり。

(三) 開始年月日 大正七年四月一日

18 鳳林支廳鳳林

(一) 地勢 東は林田村移民村に隣接し西に馬里勿山を控へ南は馬里勿溪支流を以て萬里橋村と境し北は清水溪を以て平林と境して西より東に傾斜す河川は東流して、花蓮溪に注ぎ東西は殆んど水田を以て滿つ面積四百九十六甲あり。

(二) 戸 口 戸數七二四 人口三、四六一

(三) 開始年月日 大正六年四月一日

19 鳳林支廳萬里橋

(一) 地勢 面積は約〇・三万里にして西は萬里橋溪南は馬太鞍溪の兩河に圍繞せられ北は長漢山其の他の山嶽に限られたる細長き丘地にして南は土地稍廣闊にして花蓮溪を隔てて海岸山脈を望む、土地概して平坦なるも往年暴風雨の災害を蒙りたる爲荒廢し廣汎に亙る不毛の原野あり、萬里橋派出所附近は灌漑水の引用便にして水田良く柘げ人家稠密なるも其の他は疎散にして畑地は甘蔗作盛なり北部長漢山臺地にはタイヤル族高山蕃人五百二十余名占居し居れり。

(二) 戸 口 戸數一二 人口五三三
(三) 開始年月日 昭和五年五月一日

20 鳳林支廳馬太鞍

(一) 地勢 地勢概ね平坦にして西は中央山脈に接し東は馬太鞍溪支流を境とし太巴壘に連り、北は馬太鞍溪を挟み萬里橋に對し南は廣大なる鹽糖會社農場の甘蔗畑を境として大和村と相隣接す、河川としては馬太鞍溪北方を流れ又清水溪は地域内を貫流す。

畑は鹽水港製糖工場附近及馬太鞍蕃社、鎮平部落附近にあり。

(二) 戸 口 戸數六七五 人口三、四二五

(三) 開始年月日 大正十二年八月一日

21 鳳林支廳太巴壘

(一) 地勢 東は海岸山脈に面し西は清水溪を境とし馬太鞍に接し北は馬太鞍溪を隔てて萬里橋村に對し、南は大和村鹽水港製糖會社第一農場と相接す、地域内の大部は海岸山脈に連る臺地なれば畑地は多く、水田は太巴壘蕃社附近にあるのみ、濕地は清水溪沿岸に少くあり、河川としては馬太鞍溪清水溪あり、毎年夏期氾濫し耕地の流失甚し、池沼としては西方に多く散在す。

(二) 戸 口 戸數四〇八 人口二、八四七

(三) 開始年月日 大正十五年六月一日

22 鳳林支廳大和村(大和驛附近)

(一) 地勢 西は中央山脈東は海岸山脈の間に挟り南北に起伏せる平野にして東西に高く中央に低し、大部分は鹽水港製糖

株式會社所有の畑地にして水田としては西方に約二十甲歩あり、地域は一般に乾燥地にして湿地及湧水地なく海岸山脈に水源を發する大和溪、中央山脈より流出するカララン溪の二溪あるも平素は上流に於て地下に浸透し施行地附近迄流下すること稀なり、面積〇・一六方里あり。

- (二) 戸 口 戸數一〇七 人口三七五
- (三) 開始年月日 昭和五年六月一日

23 鳳林支廳拔子

- (一) 地勢 西は蘇仔荖溪畔を境とし中央山脈に對し東は無名溪を境として大和村に接し、西より極めて弱き傾斜面を爲し南北に長く東邊は鐵道縦貫す、殆んど水田を以て滿す。

- (二) 戸 口 戸數二八五 人口二、〇一五
- (三) 開始年月日 大正八年四月一日

24 鳳林支廳大和(拔子驛附近)

- (一) 地勢 東は鹽水港製糖會社鐵道を境とし西は無名溪を境に拔子に接し、東より極めて弱き傾斜面を成し南北に細長く約三分の二は水田にして其の一は荒蕪地なり湿地、湧水地なし。

- (二) 戸 口 戸數五〇 人口二五五
- (三) 開始年月日 昭和五年六月一日

25 鳳林支廳瑞穗

- (一) 地勢 瑞穗、マラリア防遏施行地域は地勢平坦にして北方マシロ溪流域一帯は湧水湿地なり、殊に南方に大湧水地ありて池沼となり長さ約二町幅約三十間の養魚池たり、餘水は約十數甲の水田を灌溉し四季涸渇することなし派出所所

在地部落北側には打馬燕部落方面より流出する二條の溝渠ありて常に湧水し、兩岸一帯は濕潤地にして雜草繁茂し其の他は一般に畑地にして乾燥地帯なり、東南は秀姑巒溪を境とし西南には舞鶴臺地あり、地域の大部は乾燥地帯なるも前記の湧水地帯を有するを以て「アンフェレス」蚊族の發生多く「マラリア」防遏成績最も不良なり。

- (二) 戸 口 戸數三二五 人口一、六二二
- (三) 開始年月日 大正七年四月一日

26 玉里支廳三笠

- (一) 地勢 三笠マラリア防遏施行地は玉里庄三笠村一圓より成り、玉里支廳の北端に位置し秀姑巒溪と中央山脈の連峰に挾扼せらるる南北三哩六東西〇哩八の帶狀平地にして東は二〇〇米を距て秀姑巒溪に臨み、南は一七〇米を距る大平溪を以て末廣防遏施行地に界し西及北は標高二〇〇米乃至三〇〇米の中央山脈連峰の丘陵を以て劃せらる、面積三三六甲の内住宅地一二甲水田は九甲畑地一四八甲山林一〇甲原野其他七七甲にして部落は概ね山脚の乾燥地帯に集團するも周圍三〇〇米内外の地點に湧水地三箇所あり、且掃叭溪、「タツカイ」溪の兩溪部落を横斷するの外水田灌溉用圳路の縦走あり、一般的地勢は蚊族の發生棲息に適す。

- (二) 戸 口 派出所、小學校所在地にして内地人一五戸六三人本島人八九戸四六七人蕃人一三戸七八人計一一七戸六〇八人を算す。
- (三) 開始年月日 大正十三年四月一日

27 玉里支廳末廣

- (一) 地勢 末廣「マラリア」防遏施行地は玉里庄末廣村一圓より成り玉里支廳の北部中央山脈と秀姑巒溪に扼さる、南北三哩五東西二哩の帶狀平地に位置し東は徑五〇〇米の水田畑地を隔て秀姑巒溪に臨み南五、二〇〇米を距る卓溪を以て

玉里防遏施行地域に界し、西は末廣山(標高六七一米)に阻まれ北は太平溪を界とし三笠防遏施行地域に接す。
面積五三二甲の内住宅地九甲水田一一九甲畑地一〇四甲原野其他四〇〇甲にして人家の八割は山脚の乾燥地帯に集
團す、附近に於ける湧水地に西方一五〇米の山脚なる部落民の水源地のみなるが、水田灌溉の圳路は部落に近接して四
通し且草生地多く蚊族の發生棲息に適す。

- (二) 戸 口 内地人八戸 三〇人 本島人九六戸 四八二人 蕃人三六戸 二二九人 計一四〇戸 七五一人
- (三) 開始年月日 昭和五年四月一日

28 玉里支廳觀音山

(一) 地勢 觀音山「マラリア」防遏施行地域は玉里庄觀音山の内地名觀音山部落及びアミ族蕃社トカル社より成り、海岸
山脈連峰の山脚に位置し、東及南は丘陵を以て圍まれ西は耕地を距て一、〇〇〇米にして秀姑巒溪に面し北は三〇〇
米の地點より丘陵を起し投藥施行地域外に入る。

面積一六甲の内住宅地四甲水田三甲畑地四甲原野一甲四山林一甲其他二甲にして部落内には池一箇所と、濕潤地
三ヶ所に過ぎざるも東、南、北三面の山林及西方秀姑巒溪は何れも部落より半哩の圏内にあり。

- (二) 戸 口 派出所、公學校の所在地にして公醫の配置あり内地人四戸九人 本島人九〇戸 五四四人 生蕃人三
三戸 二七六人 中華民國人 三人 計一二七戸 八三二人を算す
- (三) 開始年月日 昭和六年六月一日

29 玉里支廳玉里

(一) 地勢 玉里「マラリア」防遏施行地域は玉里庄玉里の内玉里市街地と之に隣接の中城庄部落より成り、中央山脈と海岸
山脈の中間を北下する秀姑巒溪左岸の平地に位置し、東南は水田畑地を隔て、秀姑巒溪並ラクラク溪に臨み、西は鐵

道線路を境に投藥未施行地たる客人城部落の水田耕地及卓溪山(標高一、二八米)山麓に續き、北は卓溪流域の草生荒
蕪地を以て未廣防遏施行地に界す面積一一六甲の内住宅地三二甲水田六六甲畑地五甲原野六甲其他七甲なり、周圍半
哩以内に北は卓溪へ七百米東は秀姑巒溪へ百乃至五百米を以て圍まれ、尙附近水田灌溉の圳路を聚め小川を成し市街
の中央を東下するものあり、且市街地と中城庄部落の境界附近は地下水の湧出旺んにして概ね濕潤す。

- (二) 戸 口 支廳、軍隊(分屯中隊)、庄役場、小公學校等所在し、東部臺灣に於ける花蓮港、臺東に亞ぐ市街地にし
て内地人二〇六戸六四九人本島人三二二戸一、七八六人蕃人六二戸三二二人中華民國人三二戸一五六人
計六二〇戸二、九四八人を算す。
- (三) 開始年月日 明治四十四年四月一日

30 玉里支廳下勝灣

(一) 地勢 下勝灣「マラリア」防遏施行地は玉里庄下勝灣の内土名下勝灣一圓より成り、玉里支廳の東南方海岸山脈連峰の
山裾に東、南、北の三方を圍繞せられたる盆地に位置し、西方に徑五〇〇米を距て、秀姑巒溪を望むの外、山裾の懸崖
を以て阻まる。

面積三〇甲の内宅地〇・五甲水田一五甲畑地二・五甲原野其他一二甲にして海岸山脈より流下する下勝灣溪は部落
を圍み、人家之に近接するも土地は概して乾燥し周圍半哩以内に湧水箇所僅かに一箇所を見るのみ。

- (二) 戸 口 内地人三戸 一三人 本島人二二戸 六二人 蕃人 五一戸 四二九人 計 七五戸 五〇四人
- (三) 開始年月日 昭和五年五月一日

31 玉里支廳大庄

(一) 地勢 大庄「マラリア」防遏施行地は大庄區大庄の内派出所所在地たる大庄部落を以て成り玉里支廳の南部海岸山脈連

峰の山脚平地に位置し、東南は山麓の丘陵を控へて阿眉溪を界に萬人埔防遏施行地に接し、西は徑一、〇〇〇米の水田を隔て、秀姑巒溪に對ひ北は水田及畑地に續く、面積九七甲の内水田四〇甲畑地二二甲住宅地二〇甲原野其他一〇甲山林五甲にして部落は溪川圳路に圍繞せられ、周圍半哩以内に池泉八箇所、湧水地八箇所を算し概ね濕潤地帯を作り、加ふるに山脚一帯の樟樹保護林部落に近接し蚊族の發生棲息に適す。

(二) 戸 口 派出所、公學校の所在地にして人口内地人一六戸三七人本島人二二六戸一、一七三人蕃人四人中華民國人三戸三〇人計二三五戸一、二四四人を算す。

(三) 開始年月日 大正十三年四月一日

32 玉里支廳萬人埔

(一) 萬人埔「マラリア」防遏施行地は大庄區頭人埔の内土名萬人埔部落一圓より成り、玉里支廳の南方海岸山脈連峰山麓の臺地に位置し、東南は山脚の裾邊に連り西は徑千二百米の水田を隔て、秀姑巒溪を望み、北東は部落に沿ひ西方に流下する阿眉溪を以て大庄防遏施行地に境す、面積六八甲の内住宅地八甲水田二五甲畑二〇甲山林一〇甲原野其他五甲にして無名小溪の四條は部落を圍繞す、周圍半哩以内に湧水三箇所池泉三箇所あり、人家其の間に點々散在し住民は本島人、熟蕃人相半し民度未だ開けず、管内「マラリア」防遏施行地域中屈指の「マラリア」猖獗地域なり。

(二) 戸 口 本島人(熟蕃人を含む)九〇戸 五四七人 蕃人一二戸 一〇二人 計一〇二戸 六四九人

(三) 開始年月日 昭和五年五月一日

33 玉里支廳頭人埔

(一) 地勢 頭人埔「マラリア」防遏施行地は大庄區頭人埔の内土名頭人埔部落一圓より成り、玉里支廳の南十哩海岸山脈連峰山麓の臺地及平地に位置し、東は海岸山脈に阻まれ南は水田荒蕪地を距て螺仔溪流域を控へ西は徑千三百米の水田

の彼方に秀姑巒溪を望み北は標高二〇〇米乃至二五〇米の丘陵を以て萬人埔防遏施行地に隣る。

面積一二七甲の内住宅地二〇甲水田五五甲畑地二二甲山林一五甲原野其他一五甲。馬加録、カタン兩溪の外數條の無名溪縱横に流る、周圍半哩以内には湧水一二箇所、池泉一箇所を算するの外、山林草生濕潤地に富み蚊族の發生棲息を補け屈指の「マラリア」流行地なり。

(二) 戸 口 内地人四戸 六人 本島人 八六戸 八六四人 生蕃人 九戸 八二人 中華民國人二戸 二二人 計一五一戸 九七四人

(三) 開始年月日 昭和五年九月一日

34 玉里支廳公埔

(一) 地勢 公埔「マラリア」防遏施行地は玉里支廳の最南端大庄區公埔の内小地名公埔部落一圓にして、海岸山脈連峰の山脚臺地に位置し面積二〇〇甲中住宅地三〇甲水田六〇甲畑地三〇甲山林五〇甲原野其他三〇甲にして、東は山林に接し南及び西は甌溪に臨み、北は丘陵を以て施行地域外に界す。

部落内は概ね高燥地帯にして湧水地四ヶ所を見るのみ、周圍半哩以内に北及び東には樟樹保護林、南西は甌溪を圍繞し蚊族の發生棲息に適す。

(二) 戸 口 派出所區役場公學校の所在地にして公醫の配置あり、内地人一六戸 四九人 本島人一九六戸 一、〇八九人 中華民國人五戸 二二人 計二二七戸 一、一六〇人を算す。

(三) 開始年月日 大正八年四月一日

35 碇海支廳北埔

(一) 地勢 北埔「マラリア」防遏施行地は地勢平坦にして花蓮港、蘇澳道路を中心として南北に長方形をなし、東は太平洋に面し西はカウソン、エカトサン各蕃社及びスピキ溪を距て、北埔山を控へ、南は加禮宛原野たる花蓮支廳管内及三棧

溪を中心し研海區新城に隣接す。面積は〇・五三万里あり「マラリア」防遏施行地は宅地又は畑地に屬し水田、池沼、湧水地、濕潤地等なしと雖、隣接地たるスピキ溪西方に水田あり、又南方加禮宛原野に大なる湧水池及濕潤地あれども何れも一軒以上の距離にあり。

- (二) 戸 口 内地人二一戸 本島人二二六戸 蕃人二一戸 中華民國人一一戸 内地人八八八人 本島人六二一人 蕃人一〇人 中華民國人三二人 合計一七九戸 八五二人
- (三) 開始年月日 昭和四年十一月一日

(八) 澎湖廳

1 望安庄大嶼

- (一) 地勢 面積〇・四五三万里周圍三里二十四町海洋中の一小島灣にして、嶼の西方は海拔一五〇尺余の斷崖多く、東南岸には發動機船戎克船等の出入する港灣あり、本嶼は北西より東南に斜に低下し平原地殆んど無く所々に盆地及丘陵あり、畑地は四五七甲歩を有するに過ぎず、而して嶼の中央に周圍約三十間の凹地ありて湧水を見、東方に向ひ貫流せり。又警察官吏派出所の丘陵より南方に向ひ小流ありて本嶼に於ける二大流域を爲せり、何れも常に少量の清水を湛へ居りて不絶流下せり、高嶺として北西端に東嶽山のり海拔二二三尺に達し樹木少く殆んど裸嶼の觀あり。

- (二) 戸 口 人家は全嶼に散在し現在戸數六〇四戸 人口三、七二六なり。
- (三) 防遏方法は昭和三年六月二十一日より施行し、昭和四年三月三十一日廢止せり。

2 湖西庄隘門

- (一) 地勢 東西及北の三面は稍高地にして畑地なるも南方は近く海に面す、部落は北方より南方に進むに従ひ漸次傾斜を

爲し居るも山嶽河川なし、又半哩以内に湧水地竝に濕地なきも部落西方に北方より南方に横斷せる長さ約二町余の溝渠あり。

- (二) 戸 口 戸數一一三 人口七四六
- (三) 開始年月日 昭和四年四月一日 開始 昭和六年五月三十一日 廢止

3 湖西庄林投

- (一) 地勢 南北は畑地及原野を爲せる高地にして東南は近く海に面し稍平坦なり、山嶽河川なく、西北部より東南部に流る溝渠あり、溝渠は所々に湧水の箇所ありて四季水の絶ゆる事なし、全部落は稍濕地に屬すれ共水田なし、其の面積畑地一五二甲步原野二七甲步建物敷地四甲步墓地一二甲步より成る。

- (二) 戸 口 戸數一一七 人口七二二
- (三) 開始年月日 昭和四年四月一日

4 湖西庄湖西

- (一) 地勢 土地一般に平坦にして山嶽なく周圍二十余町の湖西苗圃の丘陵あるのみ、南部には長さ約二町巾約一町の池を始め部落の中央に二個其他所々に小池小沼あり、耕地は全部畑地にして水田なし。

- (二) 戸 口 戸數一六四 人口九一七
- (三) 開始年月日 昭和四年四月一日

5 湖西庄湖東

- (一) 地勢 前記湖西に隣接し山嶽丘陵等なく平坦なり。耕地は水田なく畑地のみなり濕地河川等なし。

(二) 戸 口 戸數六〇 人口二三七
(三) 開始年月日 昭和四年四月一日

6 湖西庄南寮

(一) 地勢 地勢一般に平坦にして山嶽丘陵河川なく、人家以外は全部耕地なり、耕地は畑地にして水田なし、濕地其の他を有せず。

(二) 戸 口 戸數一九五 人口一、一二五

(三) 開始年月日 昭和四年四月一日より防遏方法を施行し現在に至る。

7 馬公街東衛

(一) 地勢 東は拱北砲臺の高地に接し西は海に面す、南は石泉菜園等の部落と相連る、北は宅脚嶼部落と接觸して拱北附近より西方に流るゝ一小流に面し西南方に傾斜し居れり。

周圍は高地を有する關係上一般に凸凹し山嶽等なきも小丘處々に在り、河川は拱北砲臺より發して部落の南方を流れ海に入る、尙大城北の東方約五百米の地點を北方に流れて海に入る一流と、東衛派出所東方約五十米の畑地附近より湧水し部落の西端を流るゝ河川の三あり。

濕地なく耕地は總て畑のみなり。

(二) 戸 口 戸數四八七 人口二、八八二

(三) 開始年月日 昭和四年四月一日

(丁)

昭和七年三月二十八日印刷
昭和七年三月三十日發行

臺灣總督府警務局衛生課

臺北市上奎府町二丁目二十六番地

印刷人 吉村清三郎

臺北市上奎府町二丁目二十六番地

印刷所 吉村商會印刷所

14.6
263

終